

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年7月26日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 教育長の報告

報告第8号 全国学力・学習状況調査結果について

### 3 議 事

議案第53号 平成30年度教育委員会の点検・評価報告書について

議案第54号 さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第55号 さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第56号 さいたま市社会教育委員の委嘱について[非公開案件]

議案第57号 平成31年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

### 4 閉 会

議案第53号

平成30年度教育委員会の点検・評価報告書について

平成30年度教育委員会の点検・評価報告書について、別紙のとおりとする。

平成30年7月26日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するものです。

議案第54号

さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成30年7月26日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p style="text-align: center;">(課及び係の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 拠点図書館（<u>指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる図書館を除く。</u>）に次の係を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用の手続)</p> <p>第13条 <u>条例第17条の規定により、文化施設の利用の許可を受けようとするものは、利用に係る文化施設に応じ、次に掲げる申請書を委員会に提出し、又はさいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号。以下「教育委員会施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（さいたま市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>会議室、視聴覚ホール、ギャラリー、展示コーナー及び集会室 文化施設利用申請書（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>研究席、研修室及び展示スペース 教育委員会施設予約システム規則に定める利用許可申請書</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学習支援室の利用の許可を受けようとする者は、委員会が別に定める期間及び方法により委員会へ利用の申請をしな</u></p>	<p style="text-align: center;">(課及び係の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 拠点図書館に次の係を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用の手続)</p> <p>第13条 文化施設の利用の許可を受けようとする者は、次の表の期間内に文化施設利用申請書（以下「申請書」という。）を委員会に提出し、許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>利用日前6月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>ギャラリー</td> <td>利用日前6月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>展示コーナー</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>委員会は、前項の申請書が提出され利用を許可したときは、文化施設利用許可書を当該申請者に交付する。</u></p>	施設名	申請期間	会議室	利用日前2月から前7日まで	視聴覚ホール	利用日前2月から前7日まで	展示ホール	利用日前6月から前7日まで	ギャラリー	利用日前6月から前7日まで	展示コーナー	利用日前2月から前7日まで	集会室	利用日前2月から前7日まで
施設名	申請期間														
会議室	利用日前2月から前7日まで														
視聴覚ホール	利用日前2月から前7日まで														
展示ホール	利用日前6月から前7日まで														
ギャラリー	利用日前6月から前7日まで														
展示コーナー	利用日前2月から前7日まで														
集会室	利用日前2月から前7日まで														

なければならない。当該許可に係る事項を変更する場合も同様とする。

3 条例第17条の規定により第1項第2号の文化施設の利用の許可を受けたものが当該許可に係る事項を変更しようとするときは、教育委員会施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書を委員会に提出しなければならない。

4 第1項の規定による申請は、利用に係る文化施設に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 会議室、視聴覚ホール、展示コーナー及び集会室 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の初日から利用日の7日前までの期間

(2) ギャラリー 利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日の7日前までの期間

(3) 研究席及び研修室 利用日の属する月の3月前（当該申請者が市外居住者（条例第8条第1項第2号及び第3号に規定するものをいう。以下同じ。）である場合は、2月前）の月の初日から利用日の前日までの期間

(4) 展示スペース 利用日の属する月の6月前（当該申請者が市外居住者である場合は、5月前）の月の初日から利用日の7日前までの期間

5 委員会は、条例第17条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可をしたときは当該申請者に対し、次に定めるところにより許可書を交付するものとする。

(1) 第1項第1号に定める利用の許可 文化施設利用許可書（様式第2号）

(2) 第1項第2号に定める利用の許可 教育委員会施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書

(3) 第3項に定める許可に係る事項の変更の許可 教育委員会施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書

（利用料金の納付）

第14条 文化施設のうち、研究席、研修室及び展示スペースの利用の許可を受けたものは、許可書の交付と引換えに利用料金を納付しなければならない。

2 前項の場合において、研究席の利用料金は、利用時間が条例別表の区分欄に規定する時間に満たない場合であっても、規定の利用料金とする。

3 第1項の場合において、研修室の2分の1に相当する部分のみを利用するときの利用料金は、規定の利用料金に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これ

を切り捨てた額)とする。

(利用料金の承認申請等)

第15条 指定管理者は、条例第20条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第16条 条例第21条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、文化施設利用料金減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(寄贈及び寄託)

第17条 [略]

2 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとするものは、寄贈申込書又は寄託申込書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、図書館に図書館資料を寄贈又は寄託したのものに対し、受領書を交付することができる。

4 [略]

(指定管理者に関する読替え)

第18条 条例第5条の規定により指定管理者が図書館の管理に関する業務を行う場合についての第6条第2項、第7条、第9条、第10条第2項及び第3項、第12条、第13条並びに第17条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項ただし書中「市教育委員会(以下「委員会」という。）」とあり、及び第20条中「館長」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の図書館の管理に関する準用)

第19条 第14条及び第16条の規定は、条例第24条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第14条及び第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「文化施設利用料金減免申請書(様式第3号)」とあるのは「委員会が別に定める申請書」と、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第20条 [略]

(使用料の減免)

第14条 条例第21条の規定により使用料の減免を受けようとするときは、文化施設使用料減免申請書を委員会に提出し、許可を受けなければならない。

(寄贈及び寄託)

第15条 [略]

2 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、寄贈申込書又は寄託申込書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、図書館に図書館資料を寄贈又は寄託した者に対し、受領書を交付することができる。

4 [略]

第16条 [略]

別表（第2条関係）

拠点図書館	地区図書館及び分館
[略]	
大宮西部図書館	桜木図書館 馬宮図書館 さいたま市立大宮西部 図書館三橋分館
[略]	

別表（第2条関係）

拠点図書館	地区図書館及び分館
[略]	
大宮図書館	桜木図書館
大宮西部図書館	馬宮図書館 さいたま市 立大宮西部図書館三橋分 館
[略]	

別表の次に次の3様式を加える。



様式第1号（第13条関係）

文化施設利用申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市教育委員会

申請者 団 体 名  
          団体代表者  
          連 絡 先

次のとおり文化施設を利用したいので申請します。

利用施設名	
会場責任者	
利用日時	
集会・展示の名称	
集会・展示の内容	
集会人員 展示点数	
利用備品	

様式第2号（第13条関係）

文化施設利用許可書

年 月 日

様

さいたま市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった文化施設の利用について、次のとおり許可します。

利用施設名	
会場責任者	
利用日時	
集会・展示の名称	
集会・展示の内容	
集会人員 展示点数	
利用備品	
利用の条件	
備 考	

様式第3号（第16条関係）

文化施設利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）

申請者 団 体 名

団体代表者

次のとおり文化施設利用料金の減免を受けたいので申請します。

利用施設名	
利用日時	
利用料金	
減免額	
減免理由	

## 附 則

この規則は、平成31年5月7日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

## 改正理由

平成31年5月7日から大宮図書館の管理を指定管理者に行わせるため、平成31年4月1日付けで桜木図書館を所管する拠点図書館を大宮西部図書館に変更すること及び大宮図書館の文化施設の予約についてさいたま市公共施設予約システムを使用することに伴い、さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成31年4月1日及び平成31年5月7日です。

議案第55号

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成30年7月26日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(対象施設) 第3条 施設予約システムを利用することができる施設は、次の表のとおりとする。		(対象施設) 第3条 施設予約システムを利用することができる施設は、次の表のとおりとする。	
施設区分	施設名	施設区分	施設名
[略]	[略]	[略]	[略]
その他施設	さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）第2条に規定するさいたま市立大宮図書館	その他施設	[略]

別表第1 その他施設の項を次のように改める。

その他施設	さいたま市青少年宇宙科学館を利用する場合	個人	市内	利用月の3月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
		又は団体	市外	抽選による申込みなし。			利用月の2月前の1日から利用日の10日前まで
	さいたま市宇宙劇場を利用する場合	個人	市内	利用月の4月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
		又は団体	市外	抽選による申込みなし。			利用月の3月前の1日から利用日の10日前まで
	さいたま市立大宮図書館を利用する場合	個人	市内	利用月の3月前又は6月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から、利用月の3前から抽選による申込みを行う施設については13日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については20日まで	利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の14日から利用日の前日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の22日から利用日の7日前まで
		個人	市内	抽選による申込みなし。			利用月の3月前の1日から利用日の前日まで
		市外	抽選による申込みなし。			利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設又は抽選による申込みを行わない施設については利用月の2月前の1日から利用日の前日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については利用月の5月の1日から利用日の7日前まで	



附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

## 提案理由

平成31年5月7日に移転する大宮図書館の文化施設の一部についてさいたま市公共施設予約システムで予約を行うため、さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正するものです。  
なお、施行期日は、平成30年11月1日です。

別表第1（第9条関係）

施設区分		登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選の当選者による予約の申込期間	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間	
公民館施設	抽選による予約を行うためあらかじめ登録した一の公民館（以下「登録公民館」という。）	団体	利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月（以下「利用月」という。）の3月前の1日から14日まで	抽選の申込をした日の属する月（以下「抽選申込月」という。）の15日		抽選申込月の17日から利用日の前日まで	
	登録公民館以外の公民館		抽選による申込みなし。			利用月の2月前の1日から利用日の前日まで	
その他施設	さいたま市青少年宇宙科学館を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
			市外	抽選による申込みなし。			利用月の2月前の1日から利用日の10日前まで
	さいたま市宇宙劇場を利用する場合		市内	利用月の4月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
			市外	抽選による申込みなし。			利用月の3月前の1日から利用日の10日前まで

別表第1（第9条関係）

施設区分		登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選の当選者による予約の申込期間	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間	
公民館施設	抽選による予約を行うためあらかじめ登録した一の公民館（以下「登録公民館」という。）	団体	利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月（以下「利用月」という。）の3月前の1日から14日まで	抽選の申込をした日の属する月（以下「抽選申込月」という。）の15日		抽選申込月の17日から利用日の前日まで	
	登録公民館以外の公民館		抽選による申込みなし。			利用月の2月前の1日から利用日の前日まで	
その他施設	さいたま市青少年宇宙科学館を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
			市外	抽選による申込みなし。		利用月の2月前の1日から利用日の10日前まで	
	さいたま市宇宙劇場を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の4月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
			市外	抽選による申込みなし。		利用月の3月前の1日から利用日の10日前まで	
	さいたま市立大宮図書館を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前又は6月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から、利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設については13日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については20日まで	利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の14日から利用日の前日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の22日から利用日の7日前まで
			個人	市内	抽選による申込みなし。		利用月の3月前の1日から利用日の前日まで
			市外	抽選による申込みなし。		利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設又は抽選による申込みを行わない施設については利用月の2月前の1日から利用日の前日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については利用月の5月前の1日から利用日の7日前まで	

議案第 57 号

平成 31 年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書採択について

平成 31 年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書採択について、別紙のとおり採択する。

平成 30 年 7 月 26 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## 提案理由

さいたま市立特別支援学校において、平成31年度に使用する教科用図書について、各校長から選定方針、一覧表及び選定理由書等が提出されました。

特別支援学校の教科書採択については、小・中学校と異なり、毎年度、学校ごとに採択をします。

また、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他教材の取扱いに関すること。

(案)

議案第53号



平成30年度

## 教育委員会の点検・評価報告書

(平成29年度事業対象)

平成30年10月

さいたま市教育委員会

# 目次

## I はじめに

- 1 趣旨 . . . . . 2
- 2 点検・評価の対象及び方法 . . . . . 2
- 3 「点検・評価の結果」の構成 . . . . . 3

## II 教育委員の活動状況（平成 29 年度）

- 1 平成 29 年度の教育委員の活動概況 . . . . . 4
- 2 平成 29 年度の教育委員の主な活動 . . . . . 5
- 3 教育委員会会議 議案一覧 . . . . . 6

## III 点検・評価の結果（平成 29 年度事業対象）

- 社会を生き抜く力をはぐくみ、多様な個性が生かされる教育の推進 . . . . . 10
  - 1 生きる力の確実な育成 . . . . . 10
  - 2 未来へ飛躍する人材の育成 . . . . . 30
  - 3 学校・家庭・地域の連携による教育の推進 . . . . . 38
  - 4 安全・安心で豊かな教育環境づくり . . . . . 47
- 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用 . . . . . 53

## IV 結びに

- 点検・評価の実施状況 . . . . . 69



# I はじめに

## 1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならない、とされています。また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの、とされています。

この報告書は、同法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、本市教育委員会が行った主な施策・事業の取組の状況をまとめたものです。

### <参考>

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 点検・評価の対象及び方法

本市の教育に関する考えや、学校教育に関する主な施策、生涯学習に関する主な施策について、広く市民の皆様にご覧いただくことを目的に策定した「平成29年度教育行政方針」に記載されている2つの目標と、その具現化を図る46の事業について、点検・評価の対象としています。

## 【平成29年度教育行政方針】

○社会を生き抜く力をはぐくみ、多様な個性が生かされる教育の推進

- 1 生きる力の確実な育成
- 2 未来へ飛躍する人材の育成
- 3 学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- 4 安全・安心で豊かな教育環境づくり

○生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

点検・評価の実施にあたっては、施策や事業に対する取組の状況を明らかにし、課題等の分析を行いました。

また、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、さいたま市教育行政点検評価委員会を設置しています。

### ＜さいたま市教育行政点検評価委員会委員＞ (敬称略)

職	氏名	役職等
委員	(ほそぶち とみお) 細渕 富夫	埼玉大学教授
委員	(あさひ ようこ) 朝日 洋子	さいたまチャレンジスクール運営会議副会長
委員	(あおば あきひと) 青羽 章仁	さいたま市PTA協議会会長

## 3 「点検・評価の結果」の構成

### (1) 主な事業の取組と成果・課題

平成29年度の主な事業について、その取組と成果・課題を示しました。

### (2) 教育委員会の自己評価

主な事業の取組と成果・課題を踏まえ、自己評価をまとめました。

### (3) 教育行政点検評価委員会委員の意見

教育行政点検評価委員会委員の意見を、箇条書きでまとめました。

## Ⅱ 教育委員の活動状況（平成 29 年度）

### 〈教育長・教育委員〉

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 27 日まで

職	委員長	委員長 職務代理者	委 員	委 員	委 員	教育長 たる委員
(ふりがな) 氏 名	(おおや ゆきお) 大谷幸男	(いしだ ゆうせい) 石田有世	(ひらさわ なこ) 平澤奈古	(のがみ たけとし) 野上武利	(たけだ ちあき) 武田ちあき	(いなば やすひさ) 稲葉康久

平成 29 年 6 月 28 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

職	教育長	教育長 職務代理者	委 員	委 員	委 員	委 員
(ふりがな) 氏 名	(ほそだ まゆみ) 細田真由美	(おおや ゆきお) 大谷幸男	(ひらさわ なこ) 平澤奈古	(いしだ ゆうせい) 石田有世	(のがみ たけとし) 野上武利	(たけだ ちあき) 武田ちあき

### 1 平成 29 年度の教育委員の活動概況

教育委員会では、教育委員会会議定例会及び臨時会、学校訪問、研究会や各種研修会での講話等、各委員がそれぞれの専門性や識見を発揮しながら、教育行政の推進のために活動しています。また、市長と教育委員会とが重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場である総合教育会議は、市長の求めに応じて2回開催されました。

教育委員会会議については、定例会が原則として毎月1回、必要に応じて臨時会が開催されます。平成 29 年度は、定例会 12 回、臨時会 5 回の計 17 回開催しました。会議に諮られた議案数は計 103 件で、条例・規則に関する議案 32 件、人事に関する議案 33 件、予算に関する議案 5 件、教育に係る基本方針に関する議案 1 件、教科用図書採択に関する議案 3 件、文化財に関する議案 2 件、契約に関する議案 13 件、点検評価その他の議案 14 件について審議しました。

学校訪問では、授業観察や給食をとりながらの教職員との懇談、児童生徒への講話などを行い、教科研究開発モデル校の授業公開観察などと合わせて延べ 71 箇所を訪問しました。

研究会等は、教育行政の調査・研究を行うもので、主なものとして、教科書調査研究会、教育に関する基本的な方針となる「教育行政方針」策定のための検討会を実施しました。

講話については、教育委員会における各種会議や関連団体からの依頼等に基づくもので、全市校長会、小・中・特別支援学校初任者研修会、新任校長研修会等の機会を捉えて行いました。

また、入学式・卒業式や成人式、校長候補者選考試験の面接、教育研究会研修の視察、指定都市教育委員・教育長協議会会議への参加等を行いました。

## 2 平成 29 年度の教育委員の主な活動

月	会議	学校訪問等	その他出席行事等
4月	臨時会 ① 定例会 ①	岸中、桜木中、 <u>常盤小</u> 、白幡中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新採教職員辞令交付式</li> <li>・初任者研修（閉講時）講話</li> <li>・高等学校、特別支援学校入学式</li> <li>・全市校長会 講話</li> </ul>
5月	定例会 ②	蓮沼小、大谷中、 <u>大砂土東小</u> 、木崎小、 常盤中、 <u>高砂小</u> 、東大成小、与野東中、 <u>大宮東中</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市教育委員・教育長協議会</li> <li>・新任校長研修会 講話</li> </ul>
6月	定例会 ③ 臨時会 ②	美園小、辻南小、岩槻小、太田小、指扇小、 栄小、神田小	
7月	定例会 ④	大久保中、三橋小、 <u>大谷湯東小</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教科書調査研究会①、②</li> <li>・点検評価報告書協議会</li> <li>・高等学校教科書調査研究</li> </ul>
8月	臨時会 ③ 定例会 ⑤		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育会議①</li> <li>・教育経営研修 講評</li> <li>・人権に関する講演会（沼影小）</li> </ul>
9月	定例会 ⑥	七里小、片柳中、海老沼小	
10月	臨時会 ④ 定例会 ⑦	川通小、城南小、 <u>柏崎小</u> 、※与野西中、 宮原小、大宮別所小、上落合小、 与野本町小、 <u>与野南小</u> 、大谷口小、美園中、 <u>野田小</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長候補者選考試験面接員</li> </ul>
11月	定例会 ⑧	大宮北高、香野中、東浦和中、大東小、 <u>本太小</u> 、河合小、慈恩寺小、 <u>西原小</u> 、 浦和南高、土合中、泰平小、芝川小、 <u>第二東中</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究会研修大会視察</li> </ul>
12月	定例会 ⑨	栄和小、新開小、内谷中、田島中、植水小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育功労賞・優秀教職員表彰式</li> <li>・優秀教職員表彰者との懇談会</li> </ul>
1月	定例会 ⑩	植水小、土屋中、岸町小、南浦和小、 <u>沼影小</u> 、桜木小、※大砂土小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式</li> <li>・県経営者協会懇談会</li> <li>・研究発表視察（田島中）</li> <li>・教育行政方針検討会</li> <li>・指定都市教育委員・教育長協議会</li> <li>・子ども家庭総合センター落成式</li> </ul>
2月	定例会 ⑪	植水中、馬宮中、 <u>大宮西中</u> 、中尾小、 仲本小、土合小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修（閉講時）講話</li> </ul>
3月	臨時会 ⑤ 定例会 ⑫		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育会議②</li> <li>・市立小・中・高等・特別支援学校卒業式</li> </ul>

(注) 教育長が訪問した学校は除く

(注) ※は児童生徒への講話を実施した学校

(注)  は給食をとりながら教職員との懇談を行った学校

### 3 教育委員会会議 議案一覧

開催日	議案番号	議案名等
4月20日	67 68	さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則について さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について
5月25日	69 70 71 72 73 74	さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の委嘱及び任命について 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例の制定について
6月22日	75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89	さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について さいたま市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の任命について さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について さいたま市社会教育委員の委嘱について さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の任命について さいたま市博物館協議会委員の任命について うらわ美術館協議会委員の委嘱及び任命について さいたま市美術品等選考評価委員会委員の委嘱について さいたま市図書館協議会委員の任命について さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について 赤城少年自然の家解体工事請負契約について さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について
6月28日	90 91	さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の任命について さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会委員の任命について
7月27日	92 93 94 95 96 97	平成29年度教育委員会の点検・評価報告書について 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱及び任命について さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について 平成30年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の新採について さいたま市教職員の人事について

8月10日	98	平成30年度使用さいたま市立小学校用教科用図書（道徳科）の採択について
8月24日	99	平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
	100	さいたま市立新設美園地区小学校校舎棟建設（建築）工事請負契約について
	101	さいたま市立新設美園地区小学校校舎棟建設（電気設備）工事請負契約について
	102	さいたま市立新設美園地区小学校校舎棟建設（機械設備）工事請負契約について
	103	さいたま市立新設美園地区小学校屋内運動場棟建設（建築）工事請負契約について
	104	さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（建築）工事請負契約について
	105	さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（電気設備）工事請負契約について
	106	さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（機械設備）工事請負契約について
	107	さいたま市立新設美園地区中学校屋内運動場棟建設（建築）工事請負契約について
	108	さいたま市立小・中学校通学区域審議会委員委嘱及び任命について
	109	行政情報一部開示決定に係る審査請求について
	110	平成30年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針について
	111	平成30年度使用さいたま市立各高等学校教科書の採択について
9月28日	112	さいたま市社会教育委員の委嘱について
10月16日	113	訴えの提起について
10月26日	114	さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	115	さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
	116	さいたま市立仲町小学校校舎増築（建築）工事請負契約について
	117	指定管理者の指定について
	118	平成29年度さいたま市優秀教職員表彰について
	119	平成29年度さいたま市教育功労賞表彰について
	120	さいたま市公民館運営審議会委員の委嘱について
	121	さいたま市図書館協議会委員の任命について
	122	さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱及び任命について
	123	行政情報一部開示決定に係る審査請求について
	124	議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（建築）工事請負契約）
125	議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（電気設備）工事請負契約）	
126	議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（機械設備）工事請負契約）	
127	さいたま市教職員の人事について	

	128	さいたま市教職員の退職手当について
11月27日	129	さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
	130	さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
	131	さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について
	132	行政情報一部開示決定に係る審査請求について
12月26日	133	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
	134	教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について
	135	平成30年度全国学力・学習状況調査について
	136	さいたま市教職員（管理職）の人事について
1月25日	1	平成30年度教育行政方針について
	2	さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	3	さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
	4	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	5	平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
	6	平成30年度さいたま市一般会計予算（教育費）について
	7	さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
	8	さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について
	9	さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について
2月22日	10	行政情報一部開示決定に係る審査請求について
	11	行政情報一部開示決定に係る審査請求について
	12	行政情報一部開示決定に係る審査請求について
3月14日	13	さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について
	14	さいたま市教職員（管理職）の人事について
3月22日	15	さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
	16	さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
	17	さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
	18	さいたま市立幼児教育センター及び付属幼稚園条例施行規則を廃止する規則について
	19	さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
	20	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
	21	さいたま市指導不適切教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則について

22	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について
23	さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
24	さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令について
25	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について
26	市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について
27	さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について
28	文化財の指定について
29	文化財の指定について
30	行政情報一部開示決定に係る審査請求について
31	行政情報開示決定に係る審査請求について
32	行政情報開示決定に係る審査請求について
33	さいたま市教職員の人事について



### Ⅲ 点検・評価の結果（平成 29 年度事業対象）

#### ○社会を生き抜く力をはぐくみ、多様な個性が活かされる教育の推進

「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくむとともに、家庭や地域社会と連携・協力した地域とともにある学校づくりや、子どもたちの安全・安心の確保に努め、未来を担う子どもたちの夢をかなえ、可能性を広げる教育施策の推進に取り組みました。

##### 1 生きる力の確実な育成

##### （1）主な事業の取組と成果・課題

##### ① 全国学力・学習状況調査、さいたま市学習状況調査の活用

###### 〈取組〉

「全国学力・学習状況調査」を平成 29 年 4 月 18 日に、「さいたま市学習状況調査」を平成 30 年 1 月 10 日にそれぞれ実施しました。

各学校の学習状況調査担当者を対象とした「学習状況調査説明会・研修会」を 4 月と 10 月に実施しました。また、各学校が市の学習状況調査等を基に自校の実態を多面的にとらえ、継続的に学力向上策に取り組めるようにするための「学力向上ポートフォリオ（学校版）」と、児童生徒が 1 年間で振り返り今後の学力や生活面での目標設定に活用する「学力向上ポートフォリオ（児童生徒版）」を作成しました。

児童生徒の学力や生活習慣等の状況を掲載した「児童生徒・保護者向けリーフレット」、学習状況調査等に関する情報を動画配信サイト等で分かりやすく配信する「学びの向上クイックリポート（学びのQR）」、本市の児童生徒の学力の課題を解決するための「課題克服コース」（基礎的な内容）と「チャレンジコース」（発展的な内容）からなる「課題克服応援シート（応援シート）」を作成しました。

###### 〈成果・課題〉

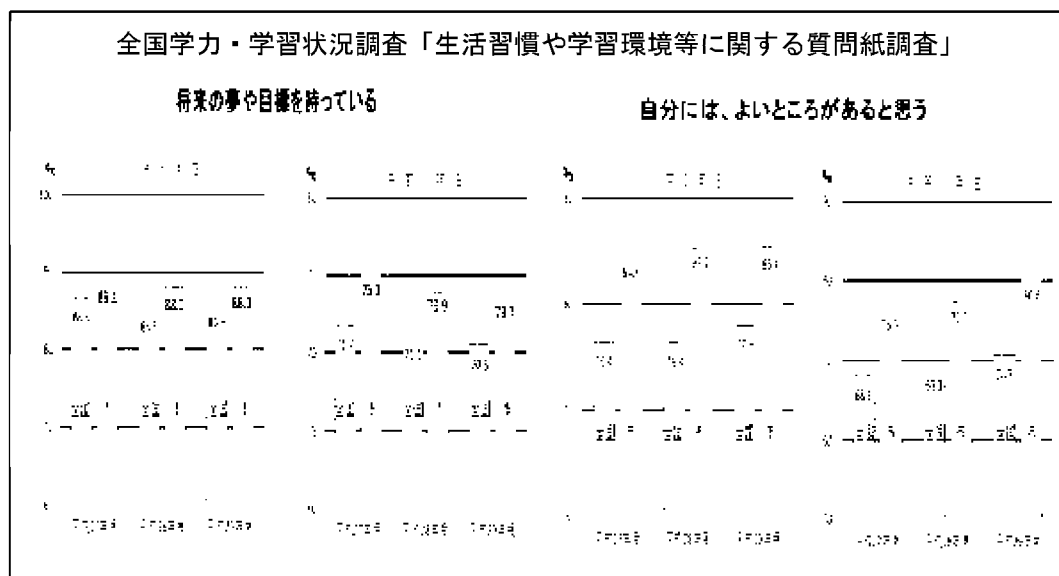
「全国学力・学習状況調査」では、平成 29 年度も、小・中学校ともに全ての実施教科で全国の平均正答率を上回りました（※p.12、p.13 参照）。調査開始の平成 19 年度以降、小・中学校ともに、全国の平均正答率を上回っており、良好な結果が続いています。また、質問紙調査においても、「将来の夢や希望を持っている」「自分には、よいところがあると思う」等の質問において、肯定的な回答が全国平均を上回る良好な結果が続いています（※p.11 参照）。

4月と10月に行った「学習状況調査説明会・研修会」においては、各学校の担当者間で学力向上に有効な取組について協議し、研究指定校や各学校の学力向上の取組を共有することができました。また、『学びの足あと』を残そうの取組を指導主事による学校訪問等の際に紹介し、本取組を各学校に広めることができました。

「学力向上ポートフォリオ(学校版)」と、「学力向上ポートフォリオ(児童生徒版)」を作成し、学びの継続性を確立することができました。

「児童生徒・保護者向けリーフレット」は9月と3月の2回配布し、保護者への啓発を図ることができました。「学びの向上クイックリポート(学びのQR)」は「全国学力・学習状況調査結果分析 質問紙調査編」を新たに作成し、学力と生活習慣の関係を示すことができました。「課題克服応援シート」は、新たに理科とグローバル・スタディのシートを作成し、児童生徒の実態に合わせてより一層活用する環境を整備することができました。

今後は、各学校が、調査結果をさらに活用し、実態に応じた具体的な学力向上策に取り組んでいくことが課題ととらえています。そのために、「全国学力・学習状況調査」及び「さいたま市学習状況調査」の結果を多面的に把握・分析した情報の提供や、学力向上策に対する具体的な助言を積極的に行います。



平成27年度～29年度全国学力・学習状況調査

教科に関する調査の平均正答率一覧【小学校】（公立）

（ ）内は全国平均との比較

（単位：％）

		全 国		埼玉県	大都市
国語A  （知識）	27年度	70.0		68.7 (-1.3)	70.3 (+0.3)
	28年度	72.9		71.6 (-1.3)	73.0 (+0.1)
	29年度	74.8		74 (-0.8)	75.2 (+0.4)

		全 国		埼玉県	大都市
国語B  （活用）	27年度	65.4		64.2 (-1.2)	65.9 (+0.5)
	28年度	57.8		56.7 (-1.1)	58.8 (+1.0)
	29年度	57.5		56 (-1.5)	58.5 (+1.0)

		全 国		埼玉県	大都市
算数A  （知識）	27年度	75.2		73.1 (-2.1)	75.7 (+0.5)
	28年度	77.6		75.9 (-1.7)	77.8 (+0.2)
	29年度	78.6		75 (-3.6)	79.2 (+0.6)

		全 国		埼玉県	大都市
算数B  （活用）	27年度	45.0		43.1 (-1.9)	46.4 (+1.4)
	28年度	47.2		46.3 (-0.9)	48.3 (+1.1)
	29年度	45.9		44 (-1.9)	47.4 (+1.5)

		全 国		埼玉県	大都市
理科	27年度	60.8		59.2 (-1.6)	61.4 (+0.6)

※平成29年度より、さいたま市、埼玉県の平均正答率は整数値での公表

※平成29年度の埼玉県の数値は、さいたま市を除いた数値

※理科は3年に1度の実施（平成24・27・30年度に実施）

平成27年度～29年度全国学力・学習状況調査

教科に関する調査の平均正答率一覧【中学校】（公立）

（ ）内は全国平均との比較

（単位：％）

		全 国		埼玉県	大都市
国語A  （知識）	27年度	75.8		74.9 (-0.9)	76.4 (+0.6)
	28年度	75.6		74.9 (-0.7)	75.8 (+0.2)
	29年度	77.4		75 (-2.4)	77.7 (+0.3)

		全 国		埼玉県	大都市
国語B  （活用）	27年度	65.8		64.7 (-1.1)	66.3 (+0.5)
	28年度	66.5		65.6 (-0.9)	67.0 (+0.5)
	29年度	72.2		71 (-1.2)	72.6 (+0.4)

		全 国		埼玉県	大都市
数学A  （知識）	27年度	64.4		63.2 (-1.2)	65.3 (+0.9)
	28年度	62.2		60.3 (-1.9)	62.8 (+0.6)
	29年度	64.6		62 (-2.6)	65.1 (+0.5)

		全 国		埼玉県	大都市
数学B  （活用）	27年度	41.6		40.4 (-1.2)	43.0 (+1.4)
	28年度	44.1		43.2 (-0.9)	45.0 (+0.9)
	29年度	48.1		47 (-1.1)	48.8 (+0.7)

		全 国		埼玉県	大都市
理科	27年度	53.0		51.6 (-1.4)	53.1 (+0.1)

※平成29年度より、さいたま市、埼玉県の平均正答率は整数値での公表

※平成29年度の埼玉県の数値は、さいたま市を除いた数値

※理科は3年に1度の実施（平成24・27・30年度に実施）

## ② 確かな学力の育成

### 〈取組〉

新学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組として、「基礎学力定着プログラム」や、「さいたま市国語力向上プログラム」、「新聞を活用した教育（NIE※1）」を推進し、基礎的・基本的事項の確実な定着や、思考力・判断力・表現力等の向上を図りました。

また、「子どもたちの意欲を高め、学力をつける『よい授業』」の4つの因子（※2）に基づく授業のポイントを示した冊子「新・さいたま市の授業づくり」を教員対象の研修会、指導主事等による訪問指導等の際に活用しました。

さらに、4つの因子を生かした授業の達成状況を教員自身が分析できる「『よい授業』集計システム」を各学校で実施することにより、教員の一層の授業改善を図りました。

加えて、市立中学校において、全国の標準を上回る授業時数を確保することで、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた質の高い学びの実現を図りました。

※1 NIE=Newspaper in Education の略

※2 因子①「授業マネジメント」（授業規律、教師の話し方等）

因子②「基礎アップ」（繰り返しによる定着、丁寧な指導等）

因子③「授業スキル」（パソコン等の活用、教材の工夫等）

因子④「児童生徒の活動」（児童生徒主体の展開等）

### 〈成果・課題〉

「基礎学力向上」や「国語力向上」の研究指定校による研究発表会を小学校4校、中学校2校で実施し、小・中学校の教員184名が参観しました。「基礎学力定着プログラム」や「国語力向上プログラム」の取組等、確かな学力の育成に係る実践について、成果を広めました。

「新聞を活用した教育（NIE）」については、埼玉県NIE推進協議会との連携・協力により、全ての市立小・中学校に13,552部の教材用新聞を配送し、NIE活動の環境整備を推進しました。NIE活動の実践指定校では、新聞を活用した児童生徒主体の調査学習が行われるなど、新聞に関する児童生徒の興味・関心の高まりが見られました。

「新・さいたま市の授業づくり」を全ての市立小・中・特別支援学校の全教員に配布したこと

や、『よい授業』集計システム」を全ての市立小・中学校の全教員が年間2回活用したことに加えて、指導主事等が全校において訪問指導を行ったこと等により、各校で4つの因子に基づく授業が展開されるようになりました。

今後も、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた質の高い学びの推進による確かな学力の育成に向けて、教員の一層の授業改善を図るなど課題の解決に向け、更なる教育指導の充実に努めてまいります。

### ③ スクールアシスタント配置事業の充実

#### 〈取組〉

全ての市立小・中学校等に「スクールアシスタント」を配置しました（平成30年3月31日現在、延べ611名）。特別支援学級及び通級指導教室の設置校をはじめ、学級数など、学校の実態に即した配置を行ったり、年度途中において様々に変化する児童生徒の実態により追加配置をしたりするなどして、各学校のニーズに応じた配置を行いました。また、平成28年度から実施しているスクールアシスタントによる校外学習への引率について、平成29年度は251件実施しました。

#### 〈成果・課題〉

スクールアシスタントに関するアンケート調査において、8割以上の児童生徒から「スクールアシスタントが教室にいると勉強が分かりやすくなる」との評価を得ています。学習面、生活面、双方において、児童生徒に寄り添い、深い人間関係を構築しながら実態に合ったきめ細かな支援を行うことができたためと考えられます。

また、校外学習の引率については、学校の実態に即して追加要望に対応することで、より安全な校外学習を実施することができました。

今後も、スクールアシスタントの積極的な活用を通して、教育効果を高めてまいります。

### ④ 小・中一貫教育の推進

#### 〈取組〉

平成26年度から28年度までの「さいたま市小・中一貫教育」の成果をまとめたリーフレッ

トを発行し、各家庭に配布しました。

実施に当たっては、「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムに基づき、9年間を見通した年間指導計画を全ての市立小・中学校において作成し、系統性を意識した指導に努めるとともに、関係する小・中学校におけるスローガンの作成や共通指導事項の設定をしました。さらに、文部科学省から講師を招き、小・中一貫教育の現状と今後の方向性について確認できるよう、小・中一貫コーディネーターを対象とした研究協議会を開催しました。加えて、学習指導要領の改訂に伴い「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムの改訂版を各校に示しました。

このほか、小学6年生が進学先の中学校を訪問し、授業体験や部活動体験、中学生の案内による施設見学等の交流を行う「つぼみの日」を開催するとともに、小・中学校相互の教員の交流を行うことで、小・中学校の円滑な接続を推進しました。

#### 〈成果・課題〉

関係小・中学校間において、9年間を見通した「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムに基づき、連携を図ることで、9年間の系統性や教科間の関連性を意識した学習指導の充実を図ることができました。また、小・中学校が連携して、「児童生徒の心のサポート 手引き」に基づき、児童生徒個々の状況に応じた迅速かつ適切な対応を組織的に行うことや、教育相談の充実を図ることなど、児童生徒一人ひとりへの支援体制に努めることができました。さらに、リーフレットの配布により「さいたま市小・中一貫教育」の取組を広く周知することができました。

今後も、関係する小・中学校において作成した共通指導事項等を基に、小・中学校9年間を見通して児童生徒をはぐくむための学習指導や生徒指導等の取組を充実させるとともに、小・中学校教員の交流による指導を充実させてまいります。

### ⑤ 道徳教育の推進

#### 〈取組〉

「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえ、自己の生き方について深く考える授業づくりのポイントや、学習指導要領改訂の趣旨等を示した「道徳授業づくりの手引き（改訂版）」を活用し、「考える道徳、議論する道徳」に向けた授業改善が図られるよう努めました。また、教員を対象とした研修会において、新学習指導要領の内容を踏まえ、考えを深める道徳の授業の充実を図るための

指導例を周知し、児童生徒の道徳性の育成に資するよう努めました。

さらに、自然の中での集団宿泊活動や中学校における職場体験活動、技術・家庭科における「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」等の豊かな体験活動を生かして、道徳の時間において道徳的価値の意味や大切さについて考えを深められるようにし、児童生徒の内面に根差した道徳性の育成が図られるよう努めました。

#### 〈成果・課題〉

文部科学省発行「私たちの道徳」を全ての市立小・中・特別支援学校の児童生徒に配布し、教育活動全体を通じて道徳教育を実施しました。また、「道徳 授業づくりの手引き（改訂版）」を全ての市立小・中・特別支援学校の教員に配布し、各学校の道徳教育を推進する教員を対象とした研修会を開催したことにより、さいたま市学習状況調査の「相手の気持ちを考えながら話をしていますか」という質問項目に対して、「とてもそう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合が95.4%となりました。

今後も、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、答えが一つではない道徳的な課題に一人ひとりが自分のこととして向き合う道徳の授業の充実が重要となります。このため、児童生徒が様々な道徳的価値の意味や大切さについて自分事として切実に考え、実践につなげられるように授業を工夫するなど、よりよく生きようとする力をさらに引き出す道徳教育の推進に努めてまいります。

### ⑥ 子どもたちの体力向上に向けた施策の推進

#### 〈取組〉

児童生徒の体力の向上と望ましい運動習慣の確立を図るため、「子どものための体力向上サポートプラン（改訂版）」を推進しました。具体的には、市立小学校で共通して長縄跳びの記録に挑戦する「体力アップキャンペーン」に取り組みました。また、基礎的な動きを身に付けさせる運動例を示した「新体力アップメニューを活用した授業づくり」を、市立小・中学校で展開しました。

課題がみられた「握力」や「投力」の向上を図るため、子どもたちが手軽にできる「にぎなげ体操」や、体育授業のはじめの5分間程度や休み時間に取り組むことができる運動メニューを示



した「にぎなげプロジェクト」を、全ての市立小・中学校を対象に継続して展開するとともに、小学校においてはボール投げの効果測定を実施しました。

#### 〈成果・課題〉

体育主任研修会、体育実技講習会、学校訪問指導、研究発表会等で、「体力アップキャンペーン」や「新体力アップメニューを活用した授業づくり」を周知しました。「にぎなげプロジェクト」では、平成 29 年度新体力テストのボール投げにおいて、小学 2・3・4 年男子、小学 2・3・4・5・6 年女子、中学 3 年男子、中学 2 年女子の計 10 学年で、昨年度の市の平均値を上回り、大きな成果が得られました。中学校においては、生徒の運動量を確保するなど工夫した授業の成果として、平成 29 年度新体力テストにおいて「持久走」の平均タイムが中学 2 年男子は 6 分 10 秒 34 (1,500m)、中学 2 年女子は 4 分 30 秒 84 (1,000m) で、いずれも全国トップレベルの記録となりました。

今後も、握力・投力を向上させるための「にぎなげプロジェクト」を、全国平均を上回ることを目標に継続して実施するなど、児童生徒の体力向上を目指してまいります。

### ⑦ いじめ防止対策の推進

#### 〈取組〉

平成 29 年 8 月 8 日の「さいたま市子ども会議」の開催に先立ち、各中学校区において「中学校区ブロック会議」を開催しました。ブロック会議では、各中学校区の小・中学校の代表児童生徒が集まり、自校におけるいじめの実情及びいじめ撲滅に向けた具体的な取組について話し合いました。「さいたま市子ども会議」では、全ての市立中学校の代表生徒 114 名が一堂に会し、各中学校区で話し合われた内容を報告し合うとともに、グループ及び全体で討議を行いました。

平成 29 年 8 月 24 日に開催した「いじめ防止シンポジウム」では、いじめ防止に向けた取組の発表、「さいたま市子ども会議」議長団による話し合い内容の発表と決意表明、いじめ防止に向けた講演、後援団体からのメッセージを通して、「チームさいたま市」として、学校、児童生徒、保護者、市民及び地域団体がいじめの問題について考えました。

また、人と接する際に必要となる基本的なスキルなどを身に付ける『潤いの時間』『人間関係プログラム』の指導の充実を図るために、市立小・中学校の教員を対象とした研修会において、「人

間関係プログラム」に係る指導補助資料第3集や調査結果の活用の手引きについて周知しました。

### 〈成果・課題〉

「中学校区ブロック会議」では、子どもたちがいじめ撲滅について本気で考え、そこで出された内容を持ち寄り開催した「さいたま市子ども会議」におけるグループ及び全体討議を通じて、全市的にいじめ撲滅に向けた機運を醸成することができました。

「いじめ防止シンポジウム」では、1,207名の参加者があり、市を挙げて、いじめの問題について深く考える機会となりました。さらに、代表の小学校1校と中学校2校が、児童生徒が主体となって実践しているいじめ防止に向けた取組を発表することで、いじめ撲滅に向けた市全体の機運を高めることができました。

また、市立小・中学校からの要請に基づき、警察OBである学校生活指導員を小学校6校・中学校4校の計10校（前年度比2校減）に、計325日（小学校245日・中学校80日 同8日増）、教員OBである個別サポート指導員を小学校10校・中学校6校の計16校に479日（12月末現在）それぞれ派遣し、各学校の事案に応じ、迅速かつ、きめ細かに対応することができました。

『潤いの時間』『人間関係プログラム』では、言語的スキルの質問項目である「私は何か失敗したとき、すぐに謝ることができます。」において、肯定的な回答をした割合が小学校で90.9%（同0.9ポイント増）、中学校で95.5%（同0.9ポイント増）となるなど、一定の成果がみられました。

今後も、これらの取組を一層推進し、児童生徒のいじめ防止対策に努めてまいります。

## ⑧ 心のサポート体制の充実

### 〈取組〉

さいたま市子ども家庭総合センター内に総合教育相談室を開設し、市内の教育相談室・適応指導教室を統括するとともに、学校や教育委員会、福祉等の関係機関等と連携し、児童生徒や保護者への支援を行いました。

校内の教育相談体制の充実に向け、さわやか相談員を全ての市立中学校へ引き続き配置するとともに、スクールカウンセラーの配置を2名拡充し、全ての市立中・高等・特別支援学校と、小

学校 52 校(2校に 1 人) に配置しました。また、市内 6 か所の教育相談室に 20 名のスクールソーシャルワーカーを配置し、全ての市立学校へ派遣しました。

複雑化・多様化する児童生徒への状況に対応するため、市内 6 か所の教育相談室が、「子どもサポートネットワーク」の窓口となり、学校、教育委員会、警察、福祉、保健、医療が連携し、ケースに応じた最も適切な支援を行いました。

不登校の解消に向けては、これまでと同様、手引きに基づいた対応により、不登校を未然に防ぐとともに、新たに「児童生徒の心のサポート 手引き 欠席児童生徒への対応～欠席日数が長期にわたる児童生徒への支援編～」を発行し、より個に応じた対応を行いました。また総合教育相談室が、調査に基づいた学校支援を行うことで、欠席した児童生徒への学校復帰や社会的自立に向けた、切れ目のないきめ細かな対応を図りました。

このほか、相談することの大切さや相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを学ぶ『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を、全ての市立小・中学校で実施しました。

さらに、平成 28 年度以前に採用された教員を対象として「ゲートキーパー研修会」を実施しました。

### 〈成果・課題〉

総合教育相談室が新たに開設され、各学校に配置・派遣しているスクールカウンセラー等に対する助言や指導、教育相談全般に関する情報収集や発信を行うことができました。また、総合教育相談室が子ども家庭総合センター内へ移転したことで、関係機関と連携した支援体制の強化を図ることができました。

スクールカウンセラーが受けた相談が、延べ 106,851 件(前年度比 25,424 件増)となり、前年度の約 1.3 倍となりました。これは、スクールカウンセラーの専門性を生かした相談活動が定着したことによるものと考えられます。また、スクールソーシャルワーカーが、継続的に関係機関と連携して支援した件数は、1,580 件(同 877 件増)となり、前年度の約 2.2 倍となりました。これは、平成 28 年度に新規配置した、スクールソーシャルワーカーの周知が図られたものと考えられます。このことにより、複雑化・深刻化した課題を抱える不登校児童生徒への対応や、学校だけでは対応が困難な事案に対し、「子どもサポートネットワーク」を活用して、380 件(同 80 件増)の支援に当たることができました。

不登校児童生徒への支援としては、教育相談室に併設している適応指導教室において、125名（同18名増）の児童生徒を受け入れ、相談・指導を行った結果、84名は、別室登校ができるようになったり、適応指導教室への通室日数が週1回から週2回に増えたりといった状況の改善がみられました。さらに、22名は、表情が明るくなる等の状態の好転がみられました。

また、「ゲートキーパー研修会」を954名（前年度910名）の小・中学校の教員に対して実施し、児童生徒の心の状態に応じた支援ができるスキルを身に付けることができました。

子ども家庭総合センター内での業務の本格始動が平成30年度であることから、今後も、総合教育相談室が本市の教育相談の中核的な役割を担い、関係機関等との円滑かつ迅速な連携が可能となる体制整備をさらに強化していくことで、児童生徒の心のサポート体制の充実を図ってまいります。

## ⑨ 特別支援教育の充実

### 〈取組〉

共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るために策定した「第2次さいたま市特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育の推進に努めました。さらに、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるために、本市教育委員会主催の免許法認定講習（特別支援教育）を実施しました。

また、さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会を活用した学校コンサルテーションの充実や教職員の特別支援教育に関する研修会を実施し専門性の向上に努めました。

さらに、障害者差別解消法に基づく「さいたま市立学校職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しました。

多様な学びの場の充実では、平成30年4月に特別支援学級を新設するため、小学校3校、中学校1校で特別支援学級の開設準備を行いました。併せて、小・中学校における発達障害・情緒障害通級指導教室19校21教室の教室改修を行いました。

### 〈成果・課題〉

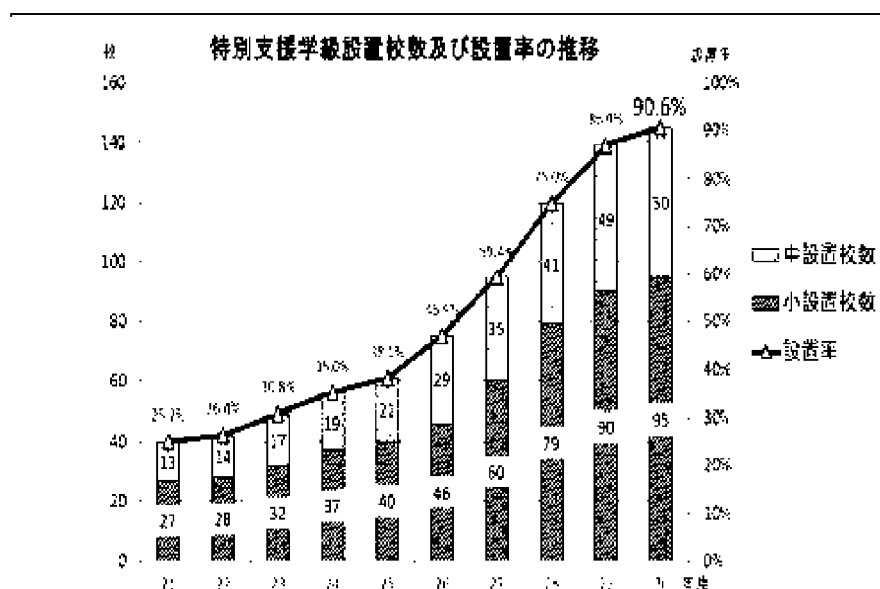
平成30年度当初の特別支援学級設置率は90.6%、教室整備率は91.8%となり、今まで以上に障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学ぶことができるようになりました。さらに、小・中

学校における発達障害・情緒障害通級指導教室 19 校 21 教室の開設及び教室改修を行ったことにより、児童生徒がより身近な学校で指導が受けられるようになり、更なる特別支援教育の推進を図ることができました。

また、本市教育委員会主催として初めて実施した免許法認定講習（特別支援教育）を、118 名（前年度埼玉大学共催 79 名）の教職員が受講し、専門性を高めることができました。

障害者差別解消法に基づく「さいたま市立学校職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定したことで、本市学校職員においても、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を行う義務について規定することができました。

今後も、特別支援学級の教室整備と通級指導教室の拡充を進めるとともに、本市教育委員会主催の免許法認定講習を実施し、教職員の専門性の向上を目指し、特別支援教育のより一層の充実に向けて取り組んでまいります。



## ⑩ 教員の資質能力の向上

### 〈取組〉

平成 29 年度に設置した教員育成協議会において、キャリアステージに応じて身に付けておきたい資質等について協議し、「さいたま市教員等資質向上指標(キャリア navi)」を策定しました。初任者研修をはじめとした各年次研修では、研修教員のキャリアステージに応じて、研修内容、方法及び形態を工夫し、主体的・協働的に学ぶことができるよう努め、研修の一層の充実を図り

ました。さらに、教育者としての使命感や高い倫理観を養うために各年次研修に位置付けている  
服務に関する研修では、様々な事例を取り上げ、具体的にスクール・コンプライアンス（※）に  
ついて理解を深められるようにしました。研修会実施後に行う受講者による評価を踏まえ、例え  
ば、学びを深めるため研修教員同士が学び合いを行う講座を取り入れるなど、より効果的な研修  
が実施できるよう平成 30 年度の研修計画を立案しました。

指導技術の継承に当たっては、文部科学省や本市教育委員会から表彰を受けた優秀教職員によ  
る「授業の達人大公開」（4 講座、140 名参加）を実施するとともに、指導案を教育研究所のW  
EBサイトに掲載し、授業づくりの参考にできるようにしました。さらに、研修会の講師に優れ  
た指導技術を有する教員を積極的に招へいし、経験の浅い教員へ優れた指導方法等を伝えるよう  
にしました。

このほか、「『教師力』パワーアップ講座」（195 講座、2,107 名参加）の充実にも努め、教職  
員の自主的・自発的な研修の場や機会を提供しました。

※学校における法令と教職倫理の遵守

### 〈成果・課題〉

「さいたま市教員等資質向上指標（キャリア navi）」を策定し、キャリアステージに応じて教  
員が高度専門職として身に付けるべき資質を示しました。教職員研修においては、研修内容の一  
層の充実に努め、平成 29 年度は延べ 17,361 名の教職員が研修に参加しました。急速な世代交  
代に伴い、とりわけ重要視して取り組んできた初任者研修において、研修内容の理解度について  
調査したところ、95.9%（前年度比 2.4 ポイント増）に当たる初任者が、研修評価において最上  
位の「A評価」を付けました。全ての研修会における研修内容の理解度について、「A評価」が  
91.4%（同 1.7 ポイント増）となっていることから、初任者の理解度が高かったことがうか  
がえます。今後も、経験の浅い教職員の資質向上が課題となっていることから、キャリア navi を  
活用し、キャリアステージに応じた教職員研修の充実に努めてまいります。また、学校のニーズ  
や今日的な教育課題を踏まえ、教師としての使命感や高い倫理観を養う研修の充実に努めてまい  
ります。

「授業の達人大公開」については、研究協議において、優秀教職員が児童生徒に指導する際の  
留意点等を語ることで、指導力や指導方法等の継承を図ることができました。大学生も 58 名が

参加し、具体的な指導方法等を学び、大学における教員養成の一助とすることができました。今後は、年次研修と連携したり、さらに大学生の参加を促したりするなど、「授業の達人公開」の更なる活用を図ってまいります。

今後も、学校のニーズや今日的な教育課題に対応する研修の充実に努めてまいります。

## ⑪ 学校への訪問指導の充実

### 〈取組〉

指導主事による計画訪問では、市立幼稚園を含む全ての市立小・中・特別支援学校への訪問指導を行いました。具体的には教育課程や学習指導、その他教育活動全般に関する専門的事項について、「全国学力・学習状況調査」や「さいたま市学習状況調査」の調査結果、「『よい授業』4つの因子」等を踏まえ、各学校の課題を明確にし、指導・助言を行いました。

また、園長及び校長の要請に基づく「要請訪問」及び「全国学力・学習状況調査」、「さいたま市学習状況調査」の調査結果を活用して各学校に指導助言を行う「学力向上カウンセリング学校訪問」を、以下のとおり実施しました。

学校への訪問指導

学校への訪問指導					
要請訪問	1,319回 (前年度1,315回)	2回	99校 延べ1,013回	56校 延べ288回	2校 延べ16回
学力向上カウンセリング訪問	延べ97回 (前年度85回)	-	63校	28校	-

### 〈成果・課題〉

計画訪問では、全教員に配布した「新・さいたま市の授業づくり」を活用して「『よい授業』4つの因子」に基づいて、指導・助言を行うことにより、授業改善の視点を明確にすることができました。

また、校長の要請に基づく要請訪問では、各学校が校内研究で取り組んでいる教科等に係る具体的な指導・助言を行うことにより、教員の研修意欲を高め、授業改善が図られた結果、本市の児童生徒の学習意欲が高まり、学力向上につなげることができました。

「学力向上カウンセリング学校訪問」では、各学校においてPDCAサイクルを意識した学力向上の取組が進みました。

今後は、各学校の課題や研究の視点を明確にし、より具体的な指導・助言を行うことで、教職員の資質向上と学校教育の充実を図ってまいります。

## ⑫ さいたま教育コラボレーション構想の推進

### 〈取組〉

大学と連携・協力し、教員を目指す大学生及び大学院生を「大学生による学習支援ボランティア（アシスタントティーチャー）」として、市立小・中・高等・特別支援学校へ派遣しました。また、大学から招いた指導者による専門的な知識・技能の習得を目指した教職員研修や、大学と教育委員会との人事交流も実施しました。

### 〈成果・課題〉

アシスタントティーチャーについて、派遣申請のあった全 124 校に対し、191 名（前年度比 15 名増）を配置することができました。学校からは「年齢の近い存在として児童の目線に立った指導を行い、積極的に関わった。社会性を広げる機会の一つになった。」等、また、学生からは「子どもたちと一緒に試行錯誤し、課題を克服できたことは大きな自信につながった。担任の先生の指導の補助を通して、学生のうちに、さらに専門性や実践力を身に付けたいと感じた。」等の成果が報告されました。

教職員研修については、大学から 15 名の大学教授等を招へいし、教職員の専門的な知識・技能の習得を図るための研修会を 15 回実施することができました。

今後は、本市の教員を志望する学生を増やしていくために、より多くの大学と連携しながらアシスタントティーチャーの派遣等、さいたま教育コラボレーション構想の更なる充実に努めてまいります。

## ⑬ 自然体験活動の充実

### 〈取組〉

「自然に触れ、自然に学び、自然で鍛える」という基本理念に基づき、全ての市立小・中学校



が、館岩少年自然の家、民間施設の会津高原リゾート、本市の保養施設であるホテル南郷等を利用した「自然の教室」を実施しました。

全ての児童生徒が学校では得難い貴重な体験ができるよう、新規プログラムの開発や実践、活動プログラムの充実に資する環境整備等を実施し、自然体験活動の一層の充実に努めました。また、平成 30 年度からの館岩少年自然の家での全校実施に向け、施設設備の工事を計画的に進めるとともに、館岩少年自然の家を初めて利用する学校に対する説明会の実施や 2 校同時利用実施プログラムの作成等、受入の準備も進めました。

#### 〈成果・課題〉

170 団体、22,693 名（前年度 174 団体、22,144 名）の児童生徒等が「自然の教室」に参加しました。実施校に対するアンケートでは、利用の効果として高評価を得ました。また、児童生徒に身に付いた力として、小学校では「協力する気持ち」「集団での規律」、中学校では「集団生活の基本の定着」「学年・学級のまとまりや団結力の強化」など集団宿泊活動を通じた成果が多く挙げられました。

平成 30 年度からは、今までの準備を生かし、既存館と新たに整備された新館を活用し、より豊かな自然体験、集団宿泊体験ができるよう努めてまいります。

実施校に対するアンケート「利用の効果」

実施校に対するアンケート「利用の効果」		
自然体験活動の達成度	84.4%	15.0%
児童生徒の相互の理解・協力	68.1%	31.9%

#### ⑭ 学校図書館の充実

##### 〈取組〉

「学校図書館資源共有ネットワーク事業」による蔵書の共同利用を、引き続き計画的に実施するために、司書教諭及び学校図書館司書を対象とした研修会を年間 3 回実施しました。研修会では、小・中学校間の情報交換や連携を充実させるために、同一中学校区の小・中学校が同じグループになるよう班を編成し、協議等を行いました。

また、地域の学校担当図書館の協力を得て、情報提供を行いました。

さらに、「さいたま市『心を潤すこの一冊』子ども 100 選」及び「さいたま市『心を潤すこの一冊』子ども 100 選プラス」の内容を研修会で詳しく説明するとともに、実践発表を報告し合うことで、各学校の読書イベントの一層の充実を図り、児童生徒の読書に対する意欲が高まるよう努めました。

### 〈成果・課題〉

学校図書館司書や司書教諭を対象とした研修会において、各学校で取り組む読書活動の参考となるよう、「子どもの読書活動優秀実践校」として文部科学大臣表彰を受けた学校等に優れた実践例を紹介する場を設定しました。また、研修会における協議では、「つぼみの日」に小学生が中学校の図書館を利用する活動や、小・中学生が互いに図書を紹介し合うといった取組が紹介され、同一中学校区における小・中学校の連携を深めることにつながりました。

このような取組を通して、市立小・中学校における図書の年間貸出総数は約 284 万冊（前年度比約 10 万冊増）に達しました。さらに、個人貸出以外に、授業などに活用するため学年や学級に貸し出された図書の冊数は、約 30 万冊（同約 18 万冊増）に上りました。

また、平成 29 年度の「全国学力・学習状況調査」の結果では、「月に 1～3 回以上学校図書館や地域の図書館に行く」と答えた児童生徒の割合が、小学校では 42.6%（全国平均比 4 ポイント高）、中学校では 22.4%（同 4 ポイント高）となりました。

不読者率 0%を目指し、今後も、資源共有ネットワークを活用し、公共図書館との連携を進めるとともに、小・中学校との連携も深め、読書指導の充実に向けてまいります。

## ⑮ ICT教育の充実

### 〈取組〉

ICT環境の整備充実のため、市立小・中・特別支援学校のコンピュータ室等の機器の入替の際に、タブレット型コンピュータ及び無線LANアクセスポイントの整備を行いました。

また、ICT教育研究指定校に小学校2校、中学校2校を指定し、教員のICTを利活用した授業力の向上と児童生徒の情報活用能力の育成を図る研究を進めました。特にタブレット型コンピュータ及び無線LAN環境については、研究を通して授業における実践事例を収集し、周知することができました。

さらに、教員の授業や校務にICTを活用する能力の向上を図るために、教員のキャリアやICT活用スキルに応じた研修を実施するとともに、講師には、ICT関連の民間企業の専門家を招へいしました。また、全ての市立小・特別支援学校にICT支援員を配置し、月2回の支援を行うことで、各学校におけるICTの活用を促進しました。

高等学校では、埼玉大学の教授を委員長とした「さいたま市立高等学校ICT教育推進会議」を開催し、教員のICTを活用した授業力の向上について研究を行いました。

また、「さいたま市立高等学校合同授業研究会」と連携して、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を支援するICTの活用方法について」をテーマに、大宮北高等学校で研究授業を行いました。

### 〈成果・課題〉

ICT環境の整備充実につきましては、市立小学校29校、中学校31校、特別支援学校1校のコンピュータ室等の機器の入替の際に、タブレット型コンピュータ及び無線LAN環境の整備を行うことで、整備率は、84.6%（前年度比37.1ポイント増）となりました。今後は、平成30年度に全ての市立学校において、タブレット型コンピュータ及び無線LANアクセスポイントの整備を完了するとともに、タブレット型コンピュータの活用方法、導入効果の検証等の研究の充実を図ってまいります。

また、研究指定校につきましては、神田小学校、与野東中学校において、研究発表会を実施し、タブレット型コンピュータ及び無線LAN環境を活用した授業実践について成果を広めることができました。今後は、120台のタブレット型コンピュータを研究指定校に整備し、研究の充実を図ってまいります。

さらに、教職員研修につきましては、ICTに関する研修会を延べ52回実施し、1,588名の教員が参加しました。事後アンケートによる研修の理解度（「よく理解できた」「理解できた」と回答した教員の割合）は、99.4%となり、充実した教員研修を実施することができました。文部科学省が実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成29年3月実施）」における「教員のICT活用指導力」（ICTの活用に関する各調査項目について「わりにできる」「ややできる」と回答した割合）においても、全項目平均で84.8%（全国比7.6ポイント高）と全国を大きく上回りました。

一方で、調査項目の中の「児童生徒のICT活用を指導する能力」について、「わりにできる」「ややできる」と回答した割合は、73.6%（前年同値・全国比 6.9 ポイント高）と横ばい傾向にあり、児童生徒のICT活用を指導する教員のスキルに課題があると考えられます。今後も、教員一人ひとりの実態に応じたきめ細かな研修を実施するために、スキル別研修や専門的な技能をもった民間講師を活用した研修のより一層の充実を図ってまいります。

高等学校においては、ICT環境が整備されている大宮北高等学校では、授業においてICTを利用している教員が約90%、また、ICTを活用した授業の実施率は授業全体の85%と、高い割合となっています。今後は、市立高等学校4校の教員がICTを活用した授業を実施し、有効的に活用できるよう、市立高等学校ICT教育推進会議でさらに研究してまいります。

## **（2）教育委員会の自己評価**

---

教育施策の戦略的展開として掲げた事業では、「質の高い学びの実現のための授業時数の拡充」について、市立中学校において、国で定めた1学級当たりの年間授業時数1,015時間を上回る1,030時間を確保することで、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた授業を推進しました。「通級指導教室の拡充」について、多様な学びの場の充実を図り、一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるよう努めました。「総合教育相談室の開設」について、いじめの問題や不登校等の解消に向けた支援体制を強化し、児童生徒の心の状態に応じた支援を行うことができました。

このほか、昨年度の教育行政点検評価委員会（以下「評価委員会」という。）でいただいた意見を踏まえ、「スクールアシスタント配置事業の充実」では、昨年度から36名増の、延べ611名を配置し、学校の実態に即した対応をすることができました。「道徳教育の推進」では、教員対象の研修会において、新学習指導要領の内容を踏まえ、考えを深める道徳の授業の充実を図るための指導例を周知し、授業改善が図られるように努めました。「いじめ防止対策の推進」では、各中学校区でブロック会議を開催し学校同士の交流を図るとともに、「いじめ防止シンポジウム」を開催し、いじめ撲滅に向けた市全体の機運を高めることができました。

加えて、「全国学力・学習状況調査」では、平成29年度も、小・中学校ともに、全ての実施教科で全国や大都市、埼玉県の平均正答率を上回る、良好な結果を得ることができました。また、

小・中一貫教育の推進については、「さいたま市小・中一貫教育」の成果をまとめたリーフレットを各家庭に配布し、取組について広く周知するとともに、「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムの改訂等を行い、9年間の連続性・系統性に配慮した教育を推進しました。

今後も、子どもたちの学ぶ意欲や自己肯定感を高めてきた本市の教育の強みを生かし、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもの育成に努めてまいります。

### **(3) 教育行政点検評価委員会委員の意見**

---

※実施後に記載します。

## **2 未来へ飛躍する人材の育成**

### **(1) 主な事業の取組と成果・課題**

---

#### **⑯ 「グローバル・スタディ」の充実**

##### **〈取組〉**

平成29年度は、全ての市立小学校において「グローバル・スタディ」の授業時数を増加して実施しました。また、平成30年度からの「グローバル・スタディ」の全面実施に向けて、小学校のカリキュラムにおける「探究的な学習」の時間や「習熟の学習」の時間としての短時間学習の在り方等について、大学教授等の有識者や校長、教諭、保護者の代表による「英語教育推進委員会」や、教諭やグローバル・スタディ科非常勤講師、ALT（外国語指導助手）の代表による「英語教育ワーキンググループ」で検討するとともに、教師用指導資料の改訂等を行いました。

また、2中学校区の英語教育研究開発モデル校5校全てで授業公開を実施し、カリキュラムの実践研究の成果や教材開発等について、市立各小・中学校から参加した教員等と共有しました。

「グローバル・スタディ」での学びを生かす体験活動の充実については、イングリッシュ・キャンプや小学校英語劇発表会、中学校英語ディベート大会を初めて開催しました。

教員研修については、各小学校における「グローバル・スタディ」の取組を推進する中核教員の養成と、各中学校におけるグローバル・スタディ科教員の資質・指導力向上のため、それぞれ夏季休業中に3日間の研修を実施するなど、指導力をさらに向上させるための教員研修を延べ15回（小学校教員対象：8回、中学校教員対象：7回）（前年度15回）実施しました。

さらに、各学校からの要請に応じてグローバル・スタディ科非常勤講師やALTを直接指導する「グローバル・スタディ」要請訪問を実施しました。

### 〈成果・課題〉

教育委員会が設置する英語教育推進委員会で「グローバル・スタディ」の成果と課題を共有するとともに、「英語教育ワーキンググループ」で、平成30年度に全面実施となる「グローバル・スタディ」教師用指導資料の改訂を行い、全ての市立小・中学校へ配布し、周知しました。

英語教育研究開発モデル校の研究により、児童生徒の主体的な言語活動が行われるよう、研究成果報告書を教師用指導資料に反映させることができました。また、年間を通して授業公開に約340名の教員等が参加し、教員が授業の進め方について具体的なイメージをもつことにつながりました。

「グローバル・スタディ」の学びを生かす体験活動の充実として、初めての事業を実施し、イングリッシュ・キャンプに小・中学生79名、小学校英語劇発表会に小学生35名、エキシビションとして中・高校生24名、中学校英語ディベート大会に35名の生徒が参加しました。

教員研修については、中核教員による各学校での校内研修を全ての市立小学校で実施しました。演習を交えた指導方法の研修会では、「教室英語など、児童の実態に合わせて、研修で学んだことを生かしていきたい。」「絵本の活用の仕方、ALTとの打合せ、ゲームをするときのルールの説明など参考になった。」「単語や発音の仕方や教え方について勉強になった。」等の声が多数寄せられました。

今後は、英語における4技能（聞く・読む・話す・書く）の効果測定を実施し、生徒一人ひとりの学習の成果や、各学校における指導の成果と課題を明らかにすることにより、現状を把握・分析することが重要であるととらえています。この効果測定により得られたエビデンスに基づき、グローバル・スタディの更なる推進を図ってまいります。

## ⑪ 国際教育・交流事業の推進

### 〈取組〉

外国語指導助手派遣事業では、101名の外国語指導助手を全ての市立小・中学校に派遣しました。授業内容の充実や「グローバル・スタディ」の円滑な実施をねらいとして、ALTミーティング

グを月1回、年間12回実施しました。

中学生国際交流事業では、国際理解への興味・関心を高め、国際交流及び国際親善に資することを目的として、全ての市立中学校から1名ずつ、合計57名の生徒を本市海外姉妹都市のニュージーランド・ハミルトン市に派遣し、現地の人々と交流を深めました。

海外姉妹校等との交流事業では、希望のある学校に手紙や作品の交換の交流を支援しました。海外姉妹都市教員派遣・受入事業では、アメリカ合衆国リッチモンド市へ教員2名を派遣しました。帰国後、報告書をまとめ、市内の教員に広く共有できるようにしました。

日本語指導員派遣事業については、日本語の活用又は生活習慣において困難を伴う帰国・外国人児童生徒180名（前年度187名）全員に対し、日本語指導員を派遣しました。

また、市立小・中学校に在籍する児童生徒357名をさいたま市国際ジュニア大使として認証し、「世界盆栽大会」等の国際的なイベントで外国の方と交流しました。

#### 〈成果・課題〉

外国語指導助手派遣事業では、本市独自のカリキュラムや毎月の研修に基づいて、担任又はグローバル・スタディ科教員と効果的なチーム・ティーチングを実施することができ、全ての市立小・中学校で質の高い授業を行うことができました。

中学生国際交流事業では、実施後、帰国報告会で成果を発表するとともに、参加生徒一人ひとりが成果をまとめた帰国報告書を、市立各学校や市立図書館等に配布しました。さらに、各所属校の全校集会、文化部発表会等で派遣報告を行うなど成果を広めました。

海外姉妹都市教員派遣・受入事業では、派遣教員2名が海外において体験した文化、教育制度等について、報告書にまとめ、市立小・中・特別支援学校に配布しました。姉妹校等交流については、手紙や作品での交流や外国の方との交流に取り組んだ学校が、小・中学校合わせて18校ありました。

日本語指導員派遣事業では、帰国・外国人児童生徒の日本語を活用する能力が向上し、学校生活への適応が図られました。

さいたま市国際ジュニア大使は、「世界盆栽大会」等の国際的な10回のイベントに延べ597名が参加し、本市の魅力を英語で発信するなど、外国からのお客様と交流しました。現在、小学5年生から中学2年生までの児童生徒357名をさいたま市国際ジュニア大使として認証してお

ります。(平成 30 年 3 月末)

今後、グローバル化の社会において、地球的視野に立って主体的に行動するために必要な資質・能力を育成することや、多様性を受け入れ、異なる文化をもつ人々と協働していく思考態度を育成することがますます重要となるため、様々な体験的な活動を通して、国際教育・交流事業の更なる推進を図ってまいります。

## ⑩ 理数教育の推進

### 〈取組〉

児童生徒の理数に係る問題を主体的に解決する力の育成を図るため、「さいたま市理数教育推進プログラム」を推進しました。

理数教育に係る研究指定を行い、その学校が研修した成果を発表し、共有することで、理数教育の水準向上に努めました。

さいたま市 CST (コア・サイエンス・ティーチャー) 事業では、CST 候補者による公開授業研究会を全 9 回実施することで、CST 候補者の養成に努めるとともに、研究会に参加した教員の理科の授業における指導力の向上に努めました。また、各区の拠点校において CST 等を講師とした観察・実験実技研修会を実施し、市立小・中学校から 170 名の教員が参加し、観察・実験を中心とした指導力の向上に努めました。

このほか、理科の授業環境の改善のために、全ての市立小学校に観察実験アシスタントを派遣する「理科観察実験支援事業」と、小・中学校に理科備品を配置する「理科教育設備等備品整備事業」を実施しました。

### 〈成果・課題〉

さいたま市 CST 事業において、実技研修会終了後に教員を対象に実施したアンケートでは、「今後の教育活動で活用することができる」との回答が 95%以上、「研修の内容は分かりやすかった」との回答も 95%以上という結果を残すことができました。

「理科観察実験支援事業」において、平成 29 年度事業終了後、全ての市立小学校を対象として行った事業評価アンケートでは、観察・実験にかける時間を十分に確保することができたり、より工夫した観察・実験を行うことができたりしたことで、全ての市立小学校が、「観察・実験が



充実した」と回答しました。また、「理科教育設備等備品整備事業」において、小学校 10 校、中学校 6 校に、授業で必要な顕微鏡等の理科備品を配置しました。

事業の充実に伴い、CST や観察実験アシスタントの人材育成について課題がみられたので、CST 自身がさらに資質を向上させるための研修の充実や他団体等の研修会への情報提供、観察実験アシスタント事前研修会の更なる充実に努めてまいります。

## ⑱ 市立高等学校「特色ある学校づくり」計画の推進

### 〈取組〉

市立高等学校「特色ある学校づくり」計画において各校の方向性を次のように定め、継続して取り組みました。

浦和高等学校	中高一貫教育校としての教育課程の編成を工夫するなど、更なる教育活動の充実
浦和南高等学校	平成25年度から進学重視型単位制に移行、及び高校生徒地域住民がともにスポーツに関わることのできる環境整備の推進
大宮北高等学校	平成26年度に理数科を開設、科学技術分野で日本をリードする人材の育成
大宮西高等学校	グローバル先進校として、外国語教育や国際交流事業の推進、中等教育学校への改編に向けた取組の推進

また、「進学重点プロジェクト」として、「難関大チャレンジセミナー」及び「合同授業研究会」を行いました。「難関大チャレンジセミナー」では、進学指導の専門家に講師を依頼し、大学入試の最新動向と難関大を受験する生徒の心構えを踏まえた難関大試験対策講座を実施しました。「合同授業研究会」ではアクティブ・ラーニングを推進するための講演、授業公開を行いました。

### 〈成果・課題〉

具体的な各校の取組・成果は、次のとおりです。

浦和高等学校	併設型中高一貫校として発展的なカリキュラム内容を実施、内部進学生と高校入学生がお互い切磋琢磨できる環境を生かし、東京大学をはじめ、国公立大学や難関大学等に112名が合格するなど、優れた進学実績を収めた。また、シンガポール・マレーシアへの修学旅行や、アメリカのクロバーヒル高校との交流などを通じ、グローバル人材を育成している。インターアクト部は、英語ディベート全国大会で3度目の優勝、日本代表として、平成30年7月にチェコで開催された世界大会に出場した。
浦和南高等学校	進学重視型単位制高校として少人数授業展開や進学重視型のカリキュラム編成により、週34単位を確保する「55分授業」などを実施、国公立大学等の難関大学を含む現役進学率は9割を超える。また、オーストラリアへの修学旅行、職業教育の「社会体験工房」、高大連携の「海の生物学」を実施し、高い成果をあげた。また、人工芝グラウンドを使用し、地域開放を推し進め、地域住民がスポーツに関わる取組を51回実施し、延べ2,768人が参加した。
大宮北高等学校	平成28年度より文部科学省認定のSSH校の指定を受け、科学技術分野で活躍できる生徒を育成している。国公立大学合格31名を数え、高い進学実績を達成。入学生全員がタブレットを購入した上、理数科生徒全員にハイブリッド型タブレットPCを無償貸与し、整備されたICT環境を活用したアクティブ・ラーニングの実践が盛ん。また、埼玉大学との連携や、地域の理数教育拠点校としての取組を通じて、次世代のグローバルリーダー育成に尽力。オーストラリアのアルピオンパーク高校と連携し、研修とホームステイを実施した。
大宮西高等学校	1クラス30人学級で3学年が学ぶ少人数クラス編成を実施することで、きめ細かな進路指導を実施。さらに、毎週土曜日に予備校の講師を招いて英語・数学の入試対策を行う「土曜進学セミナー」を開催し、卒業生の3分の2にあたる163名が大学・短大に進学した。また、さいたま市のグローバル化先進校として、オーストラリア・ニュージーランド研修に40名が参加、韓国派遣研修に2名が参加するなど、幅広い国際交流を推進し、世界と日本の関わりを考え、異文化理解を進めるために様々な事業を実施し、外国語教育の充実に努めている。

こうした取組により、「市立高等学校『特色ある学校づくり』計画に係る教育満足度調査」(各校各学年2クラスの生徒と保護者対象)における学校生活全般に関する設問で、「とても満足している」「まあ満足している」と回答した割合が、生徒については89.9%(前年度88.7%)、保護者については88.2%(同89.0%)と、高い満足度を得ることができました。

今後も、市立高等学校「特色ある学校づくり」計画を一層推進し、高い志をもち世界で活躍する人材を育成するよう努めてまいります。

## ⑩ 主権者教育の推進

### 〈取組〉

小学校では、南浦和小学校、西浦和小学校、芝原小学校、桜木小学校、宮原小学校、植水小学校、上小小学校の7校で、選挙管理委員会と連携した「選挙啓発出前講座」を開催し、模擬投票等を実施しました。

中学校では、「さいたま市主権者教育研究開発モデル校」を設置し、平成29年度は大久保中学

校、大谷場中学校、植竹中学校の3校で授業公開、研究協議を実施しました。また、第3学年の社会科（公民的分野）の授業で約78%の学校が架空の立候補者を対象とした模擬投票を行うなど、体験的な学習を実施しました。

高等学校では、次期学習指導要領の趣旨の、「生徒の主体的・対話的で深い学び」及び「社会に開かれた教育課程」を踏まえた主権者教育の一環として、さいたま市消費生活総合センターとの連携による公開授業を市立浦和高等学校で実施しました。

一方、教員を対象とした研修会として、小・中・特別支援学校では、社会科担当の教員を対象に、大学教授による主権者教育に係る講義や選挙管理委員会による情報提供などを盛り込んだ研修会を開催し、主権者教育に関する理解の啓発に努めました。また、高等学校では主権者教育担当教員を対象とし、小・中学校と相互連携を図った研修会を実施し、「選挙権を持つ生徒に対する指導」について、啓発に努めました。

#### 〈成果・課題〉

中学校における「さいたま市主権者教育研究開発モデル校」による研究発表では、ディベートを取り入れた授業や、選挙管理委員会と積極的に連携を図った授業が行われ、主権者教育を推進する上で有意義な提案をすることができました。また、授業後の研究協議では小学校の教員と中学校の教員が主権者教育について意見交換をしました。合計89名の参加者があり、事後のアンケートでも、90%以上の教員から「参考になった」という回答を得ることができました。

また、小・中・高等・特別支援学校の教員に対する研修を実施したことで、主権者教育について周知することができました。

このほか、市立浦和高等学校での公開授業では、消費者問題を題材として地域課題の見付け方を学習し、その中で生徒が埼玉県消費生活課と共同して不当表示調査を実施するなど、「主体的・対話的で深い学び」を実践することができました。

主権者教育が特定の教科（「公民」など）による取組となりつつあるため、教育活動全体において社会の一員としての資質・能力と社会参画への実践力をはぐくむ企画を立案・実践していくとともに、政治的中立性に配慮しながら、児童生徒に対して、権利だけでなく、義務や責任についても考えさせることが必要です。引き続き、選挙管理委員会やさいたま市消費生活総合センター等の関係機関との連携を深め、体験的な活動を取り入れた教育を展開し、多面的・多角的に主権

者としての資質や能力をはぐくむ主権者教育の研究を進めてまいります。

## **(2) 教育委員会の自己評価**

---

教育施策の戦略的展開として掲げた事業では、「『グローバル・スタディ』の充実」について、カリキュラムの内容を充実させるとともに、小学校における授業時数を増加することで、更なる英語教育の充実に努めました。また、イングリッシュ・キャンプや小学校英語劇発表会、中学校英語ディベート大会を初めて開催し、「グローバル・スタディ」での学びを生かす体験活動の充実を図りました。

このほか、昨年度の評価委員会でいただいた意見を踏まえ、「国際教育・交流事業の推進」では、外国語指導助手派遣事業や中学生国際交流事業等を通して、子どもたちに異文化を理解し、他者と協働できる姿勢をはぐくむことができました。「理数教育の推進」では、理科教育設備等備品整備事業により小・中学校における理科備品の整備を進めるとともに、さいたま市 CST 事業の推進により、教員の理数教育に係る指導力のより一層の向上を図りました。「主権者教育の推進」では、児童生徒の発達段階や政治的中立性の確保等に配慮しながら、小・中学校においては、中学校に設置した「さいたま市主権者教育研究開発モデル校」で、体験的な活動や話し合い活動を位置付けた授業の在り方等の研究を深め、その成果を全ての市立小・中学校に広めることができました。また、高等学校では、さいたま市消費生活総合センターとの連携による公開授業を、市立浦和高等学校で実施しました。さらに、小・中・高等・特別支援学校の教員に対して研修を実施し、主権者教育に対する周知を図りました。

加えて、平成31年4月に開校予定の中等教育学校について、学校名を「大宮国際中等教育学校」に決定し、入学希望者に向けて学校説明会を実施しました。また、教育課程の検討や長期研修への教員派遣など開校に向けての準備を進めました。

今後も、国際社会で活躍できる人材や科学技術分野において日本をリードする人材の育成に努めてまいります。

## **(3) 教育行政点検評価委員会委員の意見**

---

※実施後に記載します。

### 3 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

#### (1) 主な事業の取組と成果・課題

---

##### ㉑ 子どもの生活習慣向上のためのキャンペーンの推進

###### 〈取組〉

子どもの生活習慣の向上を図るため、学校・家庭・地域・行政が連携・協力し、「ゲーム・テレビ・ネット等の時間を決めましょう」「早寝・早起き・朝ごはんを大切にしましょう」「家庭学習（宿題など）の時間をつくりましょう」の3つを重点とする、「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーンを推進しました。

また、テレビゲームやスマートフォン等を使用する時間や、就寝時刻、起床時刻等、各家庭で子どもの生活ルールを作ってもらえるよう、保護者向けリーフレットを作成し、学校、保護者、さいたま市PTA協議会に配布するとともに、市WEBサイトを通して啓発活動に努めました。

###### 〈成果・課題〉

「全国学力・学習状況調査」における「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」等の結果によると、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合は84%を超え、また、「普段（月～金曜日）、1日当たり2時間以上、テレビゲームをする」と回答した児童生徒の割合は、昨年同様31%を下回る結果が得られました。いずれの回答の割合も全国や大都市の結果と比べ、引き続き好ましい結果となり、取組の成果をあげることができました。

子どもの生活習慣の更なる向上には、保護者の理解を得ることが必要であることから、今後は、生活習慣向上に向けた様々なアドバイスをいただける講師のリストを学校や市PTA協議会へ配布し、入学説明会等での活用を促進してまいります。

##### ㉒ 各学校での特色を活かした給食や、きめ細かな食育の推進

###### 〈取組〉

児童生徒に、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための望ましい食習慣を育成するため、学校における食育の推進に取り組みました。

具体的な取組として、児童生徒の食への興味・関心を高めることを目的に、地元シェフがメニューを考案し、普段とは一味違う給食を提供する「地元シェフによる学校給食」や、市内のピッ

イベントである「2017 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の開催に合わせて、献立を工夫する「フランスの食文化を感じる給食」を実施しました。

また、食に関わる人々への感謝の気持ちを児童生徒にはぐくむことを目的に、農作物の栽培・収穫等を行う「学校教育ファーム（ふれあい・夢ファーム含む）」を市立小・中学校において実施しました。

学校給食における地場産物の活用率向上や米飯給食の推進に向けては、地場産物活用強化ウィークの設定や、市内の生産者と学校栄養士との情報交換会の実施に取り組みました。

さらに、教職員、保護者を対象に講演会を行う「さいたま市学校給食週間記念行事」を開催するとともに、学校評議員や学習ボランティア等の地域の方々に給食を提供する機会を設けるよう学校栄養士の研修会等で促しました。

また、安全・安心な学校給食の実施のため、学校栄養士、調理担当者、管理職等を対象にした衛生管理に関する研修会の開催や、医師や保護者、教職員で構成する「学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会」の開催に取り組むとともに、食材の放射性物質検査を、1日2品目、週4日実施し、結果を市WEBサイトに公表しました。

### 〈成果・課題〉

「2017 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の開催に合わせた「フランスの食文化を感じる給食」を、全ての市立小・中・特別支援学校 162 校で実施しました。また、平成 21 年度から実施している「地元シェフによる学校給食」は、平成 29 年度は 20 校で実施し、9 年間の実施校数は累計で 146 校となりました。

県内地場産物の活用率については、食材の価格高騰の影響もあり、27.5%と前年度を 1.6 ポイント下回りました。

平成 25 年度から農家やNPO法人の方々の協力を得ながら実施している、「ふれあい・夢ファーム」については、小学校4校、中学校7校が実施し、5年間の実施校数は累計で42校となりました。「学校教育ファーム」は、全ての市立小・中・特別支援学校で実施しました。

「さいたま市学校給食週間記念行事」の講演会には、教職員、保護者等 292 名が参加しました。また、保護者対象の試食会に加え、学校評議員など地域の方を招いた学校給食も実施しました。

「学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会」では、給食後に体調不良を訴えた時の対応等について協議を行い、関係する担当各部局の連携や食物アレルギー研修会の充実について意見をいただきました。

今後も、全ての市立小・中学校に学校栄養士を配置し自校方式による学校給食を実施している恵まれた教育環境を生かし、生きた教材である学校給食を活用して、食育の推進を図ってまいります。

## ⑬ スクールサポートネットワーク（SSN※）の推進

### 〈取組〉

全ての市立小・中・特別支援学校が、教育活動の一層の充実を図るため、家庭・地域・行政との連携・協力のもと、地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実を図りました。

社会教育法の改正を踏まえ、既存のスクールサポートネットワークを基盤とする地域学校協働活動を推進するため、校長会等と連携し、「スクールサポートネットワーク（地域学校協働本部）ガイドブック」を12月に発行するとともに、学校地域連携コーディネーターを対象とする説明会を開催し、今後の取組の方向性などについて周知しました。

また、各学校における組織的な取組を推進するため、地域団体等の代表者で構成するSSN協議会が中心となり実践した特色ある取組を、広報紙「SSN情報館」に取り上げ、7・9・12・3月に発行し、SSN関係者や地域の方々、保護者等に配布するなど、情報の共有化を図るとともに、市WEBサイトに掲載することにより、市民への広報活動に努めました。

さらに、全ての市立小・中・特別支援学校に学校と地域諸団体との連絡・調整を担う学校地域連携コーディネーターを引き続き配置し、研修会において各学校におけるSSNの実践事例発表や協議を通して、成果や課題等の共有化を図りました。

### 〈成果・課題〉

各学校からは、「学校や子どもたちと関わりをもつことに喜びを感じている地域の方々が多くなっている。」「地域の方々がSSN協議会や学校の行事等に参加することで、学校の教育方針や取組について共通理解を図ることができた。」等の報告を受けており、学校の教育活動及び地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実が図られました。また、学校を支援していただいたボランティ

アの人数は、880名増加し、32,377名（前年度比2.8%増）になりました。さらに、全国学力・学習状況調査における、「保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」の質問に、「そう思う」「どちらかと言えば、そう思う」と回答した学校の割合は、小学校99.0%、中学校91.2%でした。

社会教育法の改正により、多くの幅広い地域住民、団体等がパートナーとして、学校と協働して行う地域学校協働活動を確実に推進することが求められていることから、今後は、「スクールサポートネットワーク（地域学校協働本部）ガイドブック」の積極的な活用を促進してまいります。また、その活動の円滑かつ効果的な実施の要となる学校地域連携コーディネーターの更なる資質・能力の向上等を図ってまいります。

また、各学校の特色あるSSN実践事例を広報紙「SSN情報館」で紹介するなど、成果や課題も含めて共有化を図り、各学校のSSNを活用した教育活動の充実への支援に努めてまいります。

※SSN=School Support Network の略

## ④ さいたまチャレンジスクールの推進

### 〈取組〉

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくまれるよう、地域の方々に御協力いただき、チャレンジスクールを全ての市立小・中学校で実施しました。

チャレンジスクールのボランティアスタッフ対象の研修会を年間で4回実施し、各チャレンジスクールの活動内容の充実を図るための「ものづくり」に係る実技や、児童生徒の理解を深めるための「発達障害のある児童生徒への支援方法」などを取り上げ、ボランティアスタッフの資質向上に努めました。

また、チャレンジスクールのボランティアスタッフによる実践事例の発表会を開催するとともに、各チャレンジスクールの活動を集約した活動事例集を作成し、各チャレンジスクールに配布することにより、取組について情報の共有化を図りました。

さらに、現行のチャレンジスクールの活動に加え、より一層多様な体験活動等が展開できるよう、体験活動を提供していただける外部講師を取りまとめた「チャレンジスクール“ふれ愛”体



験講座等 講師リスト」を作成・配布するとともに、市内の大学への訪問により「ボランティアシティさいたまWEB」の活用を一層周知することで、ボランティアスタッフの確保に努めました。

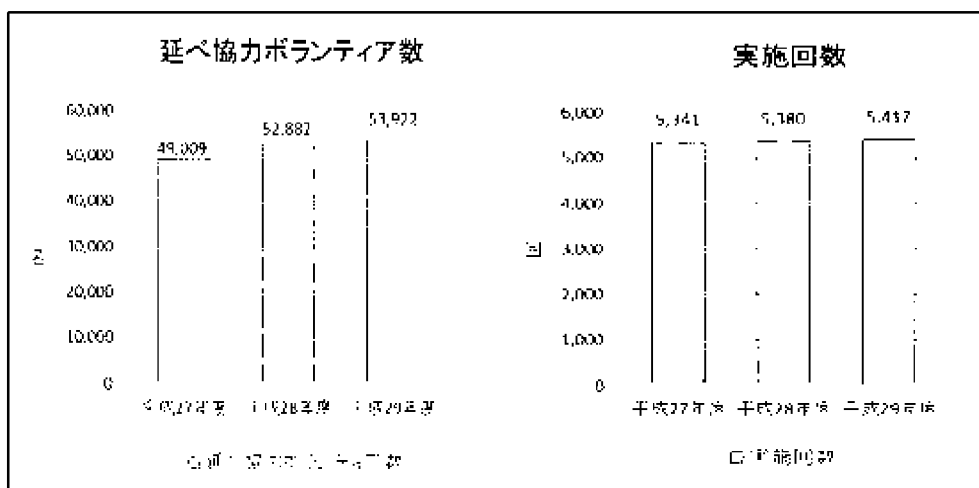
〈成果・課題〉

チャレンジスクールに参加した子どもたちは、延べ 188,119 名となり、また、御協力いただいたボランティアスタッフは、延べ 53,922 名になりました。

参加した子どもたちからは、「体験したことのない活動は楽しいし、友達がたくさんできるので嬉しいです。」「自分の分からない問題を気軽に質問できるので、勉強をすることは苦手だったけれど、チャレンジスクールに入り、好きになってきました。」との感想が寄せられています。さらに、保護者からも、「様々な経験をさせていただき、学習習慣も付いてきたようです。」「地域の方との関わりや他の学年の子との交流もあり、土曜チャレンジスクールは貴重な場所だと思います。」等、学習面や地域の方々との交流等について好意的な御意見をいただきました。

また、辻小学校と上大久保中学校の各チャレンジスクールの活動が「平成 29 年度『地域学校協働活動』推進にかかる文部科学大臣表彰」を受けました。

ボランティアスタッフの不足等、各チャレンジスクールにおける運営上の課題解決に向けて、今後は、民間活力を導入したり、ボランティアスタッフの一層の確保を行ったりするなど、各チャレンジスクールが円滑な運営を行えるように努めてまいります。



## ㊦ 夢工房 未来（みら）くる先生 ふれ愛推進事業の充実

### 〈取組〉

市立幼稚園を含む全ての市立小・中・特別支援学校で本事業を実施し、教育委員会が作成したリストの掲載者や校長からの推薦による講師、文化庁主催による「文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業、芸術家の派遣事業）」等による講師を「未来（みら）くる先生」として派遣しました。

### 〈成果・課題〉

実施した学校からは、「子どもたちは、講師の実演・演技や講話等から、夢をもつことや、立場や各々が置かれている状況は違ってあきらめずに努力し続けることの大切さを感じることができた。」「子どもたちは講師が夢を実現し、今なお挑戦し続けていることを実感することで、自分が今できることを具体的に考え行動しようとしていた。」などの報告がありました。

今後も、ふれあいを取り入れた授業の内容の充実に努めることで講師をより身近に感じさせ、子どもたちの好奇心や感動する心をはぐくみ、本市への愛着や望ましい勤労観・職業観を育成する本事業を確実に実施してまいります。

## ㊧ 「心を潤す4つの言葉」の推進

### 〈取組〉

コミュニケーションの基盤である、「おはようございます」「はい」「ありがとうございます」「ごめんなさい」の「心を潤す4つの言葉」のポスターを市立学校に4,200部、教育委員会各課所等に126部、図書館に69部、市立幼稚園に5部、区役所に50部、公民館に180部配布しました。さらに、平成29年度は、市内の市立保育園、認可保育園、私立幼稚園、ナーサリールーム等に合計506部配布しました。併せて、校長会において「心を潤す4つの言葉」推進週間実施要項を示し、小・中学校への生徒指導に係る学校訪問の際に、取組状況を確認しました。また、11月に「心を潤す4つの言葉」推進週間を実施しました。

### 〈成果・課題〉

平成29年度も、各学校において、引き続き、「心を潤す4つの言葉」推進運動に取り組みました。「心を潤す4つの言葉」推進運動は15年目を迎え、道徳の授業等において、4つの言葉の大

切さを考えることにより、子どもたちが様々な場面であいさつを自然に交わしたり、名前を呼ばれると元気に返事をしたりする姿が定着してきました。加えて、ポスターの掲示、児童生徒及び教職員、保護者が参加するあいさつ運動、校長によるあいさつについての講話など、様々な取組が見られました。

また、平成 29 年度さいたま市学習状況調査「生活習慣等に関する調査」においては、「4つの言葉について普段発しているか」という質問に対し、「している」または、「どちらかといえば、している」と肯定的な回答をした児童生徒の割合は、4つのいずれの言葉とも、小・中学校において、おおむね 90%を超えるという良好な結果が得られました。特に、「親切にしてもらったときに、『ありがとう』とお礼を言っていますか」という質問に対しては、肯定的な回答をした児童生徒の割合が 98%と、非常に高い割合となりました。

今後も、児童生徒が常に意識を高くもち、「心を潤す 4つの言葉」を積極的に交わせるよう、教職員や児童生徒、保護者、地域に継続して呼び掛け、本事業の推進に努めてまいります。

## ⑰ 中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」の推進

### 〈取組〉

中学生に望ましい勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考えさせる機会とするため、中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」を推進しました。

地域の受入れ事業所延べ 3,057 か所の協力を得て、実施学年を第 1 学年から第 2 学年に変更するため実施しなかった 1 校を除く中学校 56 校と特別支援学校 2 校の合計 9,944 名の生徒が職場体験事業に参加しました。事前・事後指導については、担当者連絡協議会において、各学校での取組について情報交換するなど、効果的な指導の在り方や「生徒の変容に関する調査」から得られた成果及び課題について共有化を図り、課題解決に向けた取組について協議しました。

地域の受入れ事業所の拡充については、関連団体等への広報活動の充実に努めました。受入れ事業所へ感謝の意を表すとともに、学校間で事業所の情報を共有できるようにするため、受入れ事業所の一覧を、新たに市WEBサイト及び校務用コンピュータに掲載しました。

また、体験後に受入れ事業所の方を学校に招き、情報交換会を実施するなど、学校と受入れ事業所との連携を深めている中学校の取組について、広報紙「SSN(スクールサポートネットワ

ーク)情報館」で取り上げ、各学校で紹介するとともに、市WEBサイトに掲載し、市民への広報に努めました。

さらに、本事業が参加生徒に与える効果について、生徒の変容に関する調査を、9校 1,322名を対象に実施し、効果検証を行いました。

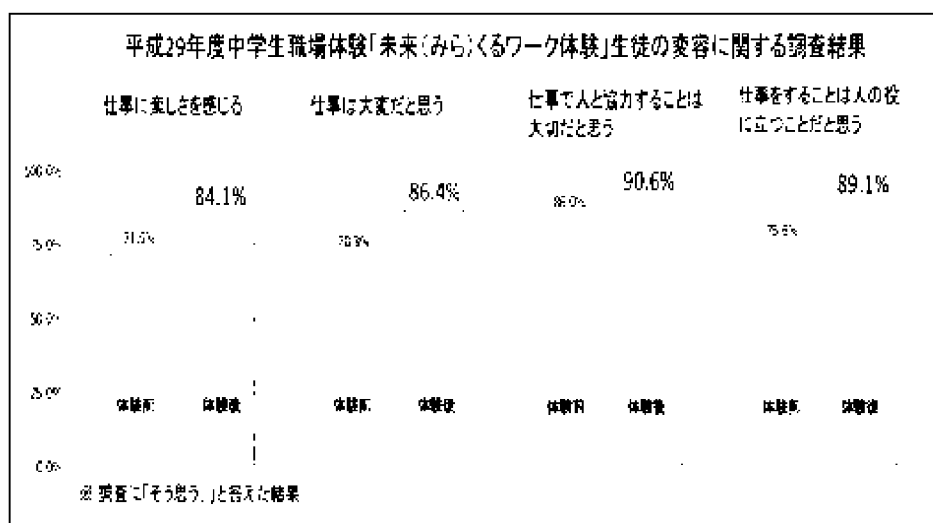
### 〈成果・課題〉

実施校からは、『ありがとう』と言われることで、『何かをすることが誰かの役に立つ』ということを実感し、そのことが嬉しい、楽しいと感じた生徒が多かった。」「働くことの意義や目的について、体験を通して多くの生徒の感想等から伝わってきた。」等、体験学習による成果が報告されました。また、教育委員会の募集に対し、新たに23事業所(前年度20事業所)から応募をいただき、学校に情報提供を行うことができました。

また、本事業による生徒の変容に関する調査結果から、体験前と体験後において、生徒の仕事についての認識が深まることを、客観的な数値として確認することができました。

さらに、新たな取組として市WEBサイトに受入れ事業所一覧を掲載したり、学校と受入れ事業所の連携の様子を広報紙に掲載したりするなど、広報活動の充実に努め、情報の共有を図りました。

今後も、生徒にとってより有意義な活動となるよう、事業の実施効果をより一層高めるという課題解決に向けて、調査結果を検証し、各学校での事前・事後指導をさらに充実させるとともに、地域の受入れ事業所の拡充に努めてまいります。



## ⑳ 学校相談支援チームの活用

### 〈取組〉

緊急対応を必要とする事案、法律上の判断を必要とする事案、警察や医療機関との連携を必要とする事案などに対し、学校相談支援チームのメンバーである弁護士、精神科医、警察OB、臨床心理士等の外部専門家が、学校からの相談に指導・助言するとともに、必要に応じ、学校を訪問して直接対応するなどの支援を行いました。

### 〈成果・課題〉

市立学校から、合計 36 件の事案について延べ 89 回の相談等があり、全ての事案で、問題解決、又は解決に向けての方策が示されるなど、大きな成果をあげることができました。

今後も、多様な要望や、緊急を要するいじめ問題、体罰等に対し、早期対応、早期解決が図られるよう、学校相談支援チームの外部専門家が迅速に相談を行ったり、直接対応をしたりするなどして、一層の支援に努めてまいります。

## (2) 教育委員会の自己評価

昨年度の評価委員会でいただいた意見を踏まえ、「子どもの生活習慣向上のためのキャンペーンの推進」では、「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーンを推進し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの生活習慣の向上を図りました。「各学校での特色を活かした給食や、きめ細かな食育の推進」では、引き続き全ての市立学校で自校方式の給食を実施し、恵まれた教育環境を生かした食育の推進を図りました。「中学生職場体験事業『未来（みら）くるワーク体験』の推進」では、事前・事後指導について充実を図り、中学生に望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進しました。

今後も、夢工房 未来（みら）くる先生ふれ愛推進事業や、さいたまチャレンジスクールの取組の一層の推進、スクールサポートネットワークの推進など、全人的な教育の推進に努めてまいります。

### (3) 教育行政点検評価委員会委員の意見

※実施後に記載します。

## 4 安全・安心で豊かな教育環境づくり

### (1) 主な事業の取組と成果・課題

#### ㊸ 学校における安全教育の推進

##### 〈取組〉

本市が独自に策定した防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各学校が教育課程に位置付けた防災教育を行いました。全ての市立小・中・高等学校の新入学児童生徒に、災害発生時に小学生が自分の身を守るための行動や中・高校生が避難所でできる行動例などについて記載した「災害時安心つながるカード」を配布し、「災害時に『自助』『共助』が主体的にできるさいたま市の子ども」の育成に取り組みました。

さらに、全ての市立学校において「危機管理対応マニュアル」を作成するとともに、緊急地震速報の音源を活用した避難訓練や、「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」とその解説・DVDを活用した傷病者発生時対応訓練を実施しました。「児童生徒の健康・安全に関する検討会議」では、「小・中学校への防災ヘルメットの導入」「インターナショナルセーフスクールの取組、成果の普及」「交通安全教育」について協議を行いました。

また、全ての市立小・中・特別支援学校でアドレナリン自己注射薬（エピペン®）練習用トレーナーを使用した校内研修を実施し、学校給食における食物アレルギー対応の充実を図りました。

交通安全教育については、「子ども自転車運転免許制度」を全ての市立小学校で実施するとともに、市立中・高等学校 22 校において「スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室」を実施しました。このほか、インターナショナルセーフスクール認証校である慈恩寺小学校の取組について、安全教育主任会等で発表する機会を設け、各学校へその実践と成果を広めました。

##### 〈成果・課題〉

全ての市立学校で災害を想定した避難訓練を実施し、また、全ての市立小学校で保護者等への引渡し訓練を実施しました。各学校における防災教育の実施により、災害時における児童生徒の「自助」「共助」の態度の育成に努めました。

さらに、教職員の訓練や校内研修等を実施したことにより、各学校の危機管理体制を一層強化することができました。

交通安全教育については、「子ども自転車運転免許制度」や「スクアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室」の実施により、児童生徒の意識の啓発に取り組みました。また、インターナショナルセーフスクール認証校の慈恩寺小学校の取組の一つである校内「けがマップ」の作成について、小学校 36 校、中学校 8 校で取り組みました。

今後も、防災教育や交通安全教育など、児童生徒への安全教育の充実に努めてまいります。

### ③ 学校安全ネットワークの推進

#### 〈取組〉

通学区域全体の安全・安心を確保するため、学校警備員の配置を含む「学校安全ネットワーク」の強化・充実に取り組みました。

具体的な取組として、各小学校に対して専門的な観点から助言を行う防犯ボランティア・リーダーの派遣や、警察等からの不審者情報の提供を行いました。

また、警察と連携し、PTAや地域関係団体、防犯ボランティア、子どもひなん所 110 番の家等、「学校安全ネットワーク」に御協力いただいている方々を対象とした研修会を開催しました。

加えて、「市報さいたま」に特集記事を掲載し、広く市民に「学校安全ネットワーク」を周知するとともに、課題であるボランティアへの新たな協力者確保に努めました。

勤務中に不審者等を目撃した時に警察及び教育委員会へ連絡をいただく「子ども安全協定」については、新たに 5 事業者（79 台の車両）と締結しました。

#### 〈成果・課題〉

児童生徒の見守り活動へは、約 22,680 名の方々に参加していただくとともに、防犯ボランティアを対象とした研修会には、約 310 名の方々に受講していただきました。また、学校や警察から提供された不審者情報 588 件を各学校に配信しました。さらに、「子ども安全協定」については、累計 77 事業者、約 20,700 台の車両に拡充するなど、児童生徒の安全確保に努めました。

見守り活動人数が初めて減少に転じるなどの課題がみられることから、継続的な広報活動や新

たな見守り活動制度の創設により協力者の確保に努め、「学校安全ネットワーク」体制の充実を図ってまいります。

### ⑳ 就学援助制度の充実

#### 〈取組〉

「就学援助制度」の認定において、生活保護基準の見直しの影響がないよう、これまでどおり平成 25 年 4 月 1 日現在の生活保護基準の 1.2 倍を維持しました。また、「新入学用品費」の支給については、支給時期を早めて 5 月に支給するとともに、平成 30 年 2 月に就学援助の認定がされている小学 6 年生の保護者に対し、中学校入学前に「入学準備金」を支給できるよう、要綱の改正やシステムの改修等、必要な準備を行いました。また、平成 31 年度小学校就学予定者の保護者に対し、平成 30 年度中に「入学準備金」の支給ができるよう再度要綱の改正を行うなど、必要な準備を進めました。

#### 〈成果・課題〉

「就学援助制度」においては、準要保護の認定者数が小学校 5,329 名、中学校 3,356 名と、前年度と同程度の認定者数となりました。（前年度小学校 5,457 名、中学校 3,369 名）また、平成 30 年 2 月に就学援助が認定されている小学 6 年生の保護者 962 名に対し、中学校入学前の 3 月に「入学準備金」の支給を行いました。

今後は、平成 30 年度中に、平成 31 年度小学校就学予定者の保護者に対して、「入学準備金」の入学前支給ができるよう準備や周知を進め、必要な時期に援助が受けられるよう制度の充実を図ってまいります。

### ㉑ 通学路の安全対策の推進

#### 〈取組〉

全ての市立小・中学校において学校、保護者、PTA 等と連携して通学路の安全点検を実施し、改善が必要な箇所は教育委員会が確認のうえ、道路管理者、警察等の関係機関において路面標示やポストコーンの設置を行うなど、安全対策を順次実施しました。

また、対応が困難な箇所や、改善の必要性が高い箇所等については、教育委員会及び関係機関



による合同点検を実施しました。

#### 〈成果・課題〉

全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、整備が必要な危険箇所を把握することにより、道路管理者、警察等による安全対策の実施や児童生徒の交通安全指導等につなげることができました。

また、平成 29 年度は合同点検の実施を受け、一時停止規制の新設やグリーンベルトの設置などの交通安全対策を実施し、児童生徒がより安全に登下校ができるようになりました。

今後も、全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、道路管理者や警察等、関係機関と連携して、児童生徒が安全・安心に登下校ができるよう、通学路の安全確保を図ってまいります。

### ③ 学校施設改修等事業の推進

#### 〈取組〉

「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、躯体の健全性調査、改修・建替えに向けた基本計画の策定、基本・実施設計業務を実施しました。また、校舎屋上等の改修に加え、トイレの改修及び洋式化修繕を実施しました。このほか、教室不足に対応するため、建築基準関係法規の調査を実施しました。

#### 〈成果・課題〉

「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、小学校 7 校の躯体の健全性調査、小学校 2 校の基本計画の策定、小学校 1 校の基本・実施設計業務を実施しました。

校舎屋上等の改修に加え、小学校 6 校、中学校 5 校のトイレ改修工事、小学校 8 校、中学校 2 校のトイレ洋式化修繕を実施し、小・中学校のトイレの便器洋式化率が 55.9%を達成しました。

教室不足に対応するため、小学校 1 校、中学校 1 校の建築基準関係法規の調査を実施しました。

今後も、学校施設の老朽化への対策、快適な学習環境の確保に向けて、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進し、計画的に大規模改修・改築を行うとともに、トイレ洋式化については、平成 30 年度末の便器洋式化率 59.7%（※）を計画目標として推進してまいります。

※さいたま市総合振興計画後期基本計画後期実施計画の目標数値

### ③④ 美園地区小・中学校の新設

#### 〈取組〉

美園北小学校及び美園南中学校の平成 31 年 4 月の開校に向け、設計業務を実施し、建設工事に着手しました。

#### 〈成果・課題〉

美園北小学校及び美園南中学校の設計業務を計画どおりに実施し、建設工事に着手しました。

今後も、児童生徒数の急激な増加に対応するため、美園北小学校及び美園南中学校の新設整備に取り組み、引き続き建設工事を実施し、平成 31 年 4 月の開校を目指して推進してまいります。

### ③⑤ ネットトラブル等防止のためのメディアリテラシー教育の推進

#### 〈取組〉

「情報モラル指導パッケージ」については、小・中学校道徳、技術・家庭科の授業での学習指導案、教材等に加え、新たに実践事例を掲載し、内容の更なる充実を図りました。

また、児童生徒がネットトラブル等の被害に遭わないための家庭でのルール作り等について、指導主事が各会場に出向いて保護者等を対象に行う「親！おや？なるほどだねット出前講座」についても、引き続き実施しました。

さらに、児童生徒がネットトラブル等の被害者や加害者とならないように、携帯電話やインターネットの安全な利用方法について、全ての市立小・中・特別支援学校において「携帯・インターネット安全教室」を、引き続き実施しました。また、「学校非公式サイト等監視業務」により、児童生徒に係る不適切な書き込み等を迅速に発見し、学校への連絡、削除依頼や継続監視を行うことで、ネットトラブル等の防止に一層努めました。

#### 〈成果・課題〉

「情報モラル指導パッケージ」については、平成 30 年 3 月に小・中学校道徳、技術・家庭科の授業での実践事例 131 事例を校務用コンピュータに新規掲載し、内容の拡充を図りました。今後は、実践事例の活用促進に向け、周知を図ってまいります。

また、「親！おや？なるほどだねット出前講座」については、前年度に比べて、規模を拡大して実施することができました。引き続き周知を図り、実施回数、参加者数の増加を目指してまいり

ます。

さらに、「携帯・インターネット安全教室」については、51,259名（前年度比4,277名増）の児童生徒・保護者が参加しました。児童生徒へのアンケートでは、「内容が理解できた」と回答した割合が98.5%（同0.3ポイント増）となり、情報モラルの意識を高めることができました。今後は、「携帯・インターネット安全教室」の実施事業者との連携を強化することで、情報モラル教育のより一層の充実を推進してまいります。

この他、「学校非公式サイト等監視業務」については、21件の個人が特定できる不適切な書き込みについて、当該校へ指導を行い、16件の書き込みを削除することができました。しかし、不適切な書き込み件数自体は減ってきているものの、0件にはなっておりません。SNS等の利用によるトラブルや被害から児童生徒を守るために、今後も、児童生徒の情報活用能力向上に資するメディアリテラシー教育を充実させるとともに、不適切な書き込み等の継続監視と確実な情報提供を徹底してまいります。

「親！おや？なるほどだネット出前講座」実施状況

	前年度	本年度	増減
講座数	9回	13回	4回増
参加者数	756名	1,229名	473名増

## （2）教育委員会の自己評価

教育施策の戦略的展開として、「就学援助制度における新入学用品費の早期支給」を実施し、支援を必要とする方により早く「新入学用品費」を支給することができました。また「学校施設整備のための諸条件調査の実施」では、校舎の増築時に必要となる関係法令等の諸条件に関する調査を行い、より効果的な整備方策を検討しました。

このほか、昨年度の評価委員会でいただいた意見を踏まえ、「学校における安全教育の推進」では、インターナショナルセーフスクール認証校である慈恩寺小学校の取組について、安全教育主任会等で発表する機会を設け、各学校へその実践と成果を広め、安全教育の充実に努めました。また、各学校における防災教育の実施により、災害時における児童生徒の「自助」「共助」の態度の育成を図りました。「ネットトラブル等防止のためのメディアリテラシー教育の推進」で

は、「親！おや？なるほどだねット出前講座」の規模の拡大や、「携帯・インターネット安全教室」の実施事業者との連携の強化を図り、児童生徒をネットトラブル等の被害から守るために、メディアリテラシー教育の推進に努めました。

今後も、本市が独自に作成した「防災教育カリキュラム」に基づく授業の実施や、「子ども自転車運転免許制度」の実施等による交通安全教育など、学校における安全教育を推進し、安全・安心で豊かな教育環境づくりの推進に努めてまいります。

### **（３）教育行政点検評価委員会委員の意見**

---

※実施後に記載します。

## **○生涯を通じた学びの充実とその成果の活用**

「第２次さいたま市生涯学習推進計画」を踏まえ、「だれもが『学べる・活かせる・つながる』新たな生涯学習環境の構築」を基本方針として、多様な学習機会の提供や安全で安心な学習環境の整備、人材育成、学びを通じた地域コミュニティの活性化や地域の教育力の向上に努めました。

### **（１）主な事業の取組と成果・課題**

---

#### **㊦ 生涯学習施設整備事業等の推進**

##### **〈取組〉**

公民館及び図書館では、「さいたま市公共施設マネジメント計画・第１次アクションプラン」との整合性を図りながら、公民館及び図書館の施設リフレッシュ計画に基づき、安全・安心な学習環境を整備するため、老朽化対策等やバリアフリー化の施設改修を行いました。

また、公民館では、エレベーター未設置の４３館について、エレベーターの設置が可能かどうかの調査を行いました。

さらに、宇宙劇場では、プラネタリウム投影機を更新しました。

##### **〈成果・課題〉**

公民館及び図書館の施設リフレッシュ計画に基づき、公民館では中規模修繕工事を３館、大規模改修工事を１館、図書館では中規模修繕工事を３館、大規模改修工事を１館で実施しました。各館の状況に応じて、建物や電気・機械設備の老朽化対策をはじめ、LED機器の導入等による

省エネルギー化や、みんなのトイレの設置・改修、段差解消等のバリアフリー化を推進しました。

今後も、それぞれの計画に基づき、老朽化対策等を進めるとともに、バリアフリー化を実施することで、より安全・安心な学習環境を整備し、利便性の向上を図ってまいります。

さらに、公民館では、新たに「エレベーター設置可能性調査」を実施し、16館に設置可能性があるとの結果が出ましたので、今後は、エレベーター設置についての方針や、具体的な整備手法等について決定してまいります。

また、宇宙劇場では、最新式のプラネタリウム投影機に更新したことにより、114,326名（前年度97,978名）の入場者がありました。入場者からは、「本物の星空を見ているようだ。」「映像がとてもきれいになった。」という感想があり、市民満足度の向上に貢献しました。

### ⑳ 生涯学習人材バンク事業の推進

#### 〈取組〉

生涯学習に関する専門的な知識や技能、経験等を有している方々の情報を登録している「生涯学習人材バンク」をより多くの市民に活用してもらえるよう、「生涯学習人材バンク登録者名簿」を作成し、公民館、図書館、区役所等関係機関に配布するとともに、啓発用のチラシを駅へ配架するなど周知に努めました。

また、登録者の増加を図るため、新規登録者の募集を行う際に、出張受付を行いました。

#### 〈成果・課題〉

平成29年度末の「生涯学習人材バンク」の登録者は215名（前年度182名）、マッチング件数は118件（同82件）となり、学習成果を活かせる場の充実を図りました。

新規登録者の減少という課題がみられたので、今後は、「生涯学習人材バンク」の更なる周知を図り、生涯学習に関する専門的な知識、経験等を有する方々に活躍していただくことにより、本市の生涯学習の振興と、地域社会における豊かなつながりの創出を目指してまいります。

### ㉑ さいたま市民大学事業の充実

#### 〈取組〉

市民のより高度で専門的かつ多様な学習ニーズに継続して応えるため、さいたま市民大学の講

座内容の充実を図りました。

平成 29 年度は、「教養コース」において、従来の講座の他に、時期、テーマ等を変えた講座を 1 コース新設し、「さいたま文化コース」において、「サッカー文化」をテーマとして設定しました。また、「ビジネスコース」において、従来よりもビジネススキルにウエイトを置くとともに、「地域ボランティアコース」において、地域ボランティアとして活動するための講座とパソコン指導ボランティアとなるための講座を実施しました。さらに、より多くの市民に市民大学を知っていただくため、教養コースにて、関連部局との連携により、コラムニストによる特別講演を企画・実施しました。

#### 〈成果・課題〉

平成 29 年度は全 12 コースを実施し、延べ参加者数は 3,432 名（前年度比 166 名減）、教養コース特別講演においては、116 名（同 55 名減）となりましたが、教養コース全体の延べ参加者数は 793 名（同 197 名増）と大幅に増加しました。

今後は、参加者が減少しているコースについては、コースの廃止、再編などを含めて検討を行うとともに、ビジネスコースについては、ビジネススキルに特化したコースとして、一層内容の充実を図ってまいります。

### ③ 親の学習事業の充実

#### 〈取組〉

生涯学習総合センター及び公民館（計 60 館）で、子育て中の方やこれから親になる方を対象として、「子育て応援パパ・ママおしゃべりプログラム～親の学習プログラム～」を活用し、親の学習ファシリテーターが進行役となって、親同士がテーマに沿って話し合いながら、様々な考え方や自らの気づきを通し、親として成長することを支援する参加型学習（ワークショップ）の親の学習事業を実施するとともに、他の子育て関連事業との組合せによる事業も実施しました。また、講座の進行役を務める親の学習ファシリテーター対象のフォローアップ研修を 2 回実施しました。さらに、平日だけではなく土日に講座を数多く開催し、男性の参加促進も図りました。

#### 〈成果・課題〉

参加者アンケートでは、「1 人で子育てしなくてもいいんだと思った。」「みんな同じようなこ

とで悩んでいると知ることができた。」などの感想が多く、おおむねねらいどおりの評価が得られました。

今後も、広報を推進するとともに、事業の開催日時、内容等を工夫し、より広く事業への参加を促してまいります。

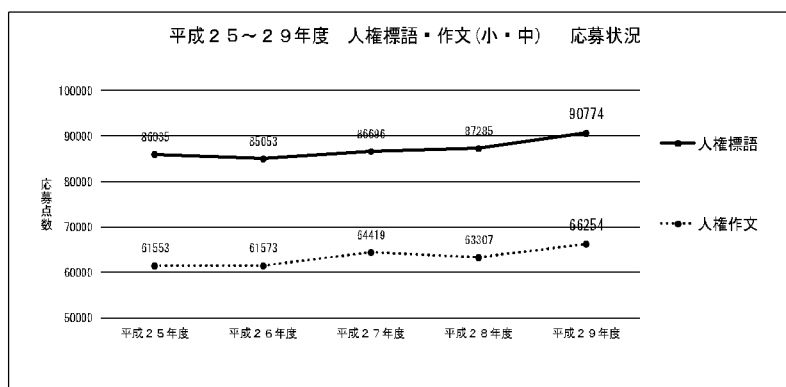
また、男性参加者の割合は28.4%となり、従前の目標値である15%を大きく上回って達成していることから、新たな目標指標が必要と考えます。「親の学習事業」は、様々な考えや学びを通して、親としての成長を支援し、親同士の交流を図ることを目的としていることから、今後は、参加者の満足度を指標として、講座の質の向上に努めます。

#### ④ 人権教育・啓発事業の推進

##### 〈取組〉

市立幼稚園を含む全ての市立小・中・高等・特別支援学校で、教職員や幼児、児童生徒を対象に、校長や人権教育主任、外部講師等による校内人権教育研修会を実施しました。また、書くことを通して児童生徒の人権意識の高揚を図り、人権の意義、内容や重要性について理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成することを目的として、人権標語・作文の募集を実施しました。

平成29年度からは、人権標語最優秀賞作品に加え、人権作文最優秀賞作品についても市WEBサイトに掲載しました。人権教育啓発資料については、7年ぶりの改訂となる「第3版人権教育指導プラン〈教師用〉」や、「人権教育ニュース」等を作成しました。さらに、人権啓発ビデオ/DVDは175点を学校へ貸出すとともに、市立小学校34校で種や球根から花を育て、思いやりや優しい心を育てる「人権の花運動」を実施しました。



また、市民の人権意識の高揚を図り、人権が何よりも尊重される差別のない明るい地域社会づくりに努める一方で、現在も女性、子ども、障害者、同和問題、外国人及び性的少数者(LGBT など)への差別等、多くの人が人権侵害に苦しんでいます。このため、市民を対象に全ての地区公民館で「人権・同和問題の理解を図る講座」を開催するとともに、地域社会の人権教育推進の拠点施設である人権教育集会所(2館)では、地域交流を図るための各種講座を276回開催しました。

### 〈成果・課題〉

校内人権教育研修会が市立幼稚園を含む全ての市立小・中・高等・特別支援学校で実施され、教職員の更なる資質向上が図られたことにより、各学校では効果的な指導が行われ、幼児や児童生徒の人権感覚を育成することができました。例えば、年度末に実施した人権教育取組実施状況調査の「人権教育の取組により、児童生徒の意識や態度に変化があったか」の自由記述の問いに対し「友だちに対して思いやりの声かけをしたり、手助けをしたりする姿が多く見られるようになった。」「友だち同士を尊重するような態度が多く見られるようになった。」「困っている人を見かけた時に手を差し伸べる生徒の数が増えた。」などの回答がありました。

公民館と人権教育集会所で開催した講座実施後に作成された公民館講座報告書等では、「効果」の項目に「夫婦や家族間の絆について考えるよい機会になった」や「江戸時代の人情や職業等による身分差別を知り、人権意識を高めるよい機会になった」などの内容が見られ、市民の人権意識の高揚と人権問題への理解を深めることができました。

今後は、性的少数者などの新たな人権課題にも積極的に取り組み、様々な人権課題に対応した的確な人権教育・啓発事業を計画的・組織的に推進してまいります。

## ④ 「さいたま子ども短歌賞」の推進

### 〈取組〉

平成29年度に実施した「第5回さいたま子ども短歌賞」は、平成29年7月20日から9月8日までの間に、全国の小・中学生15,012名(前年度比420名増)から31,795首(同2,333首増)の応募をいただきました。3名の選考委員が全作品から選考を行い、優秀賞20首、入選80首を決定し、平成30年1月14日には、入賞者全員を対象として表彰式を実施しました。



入賞作品を収めた「第5回さいたま子ども短歌賞作品集」を作成し、併せてデジター図書（録音図書）と点字図書も作成しました。このうちデジター図書（録音図書）につきましては、市立2校、県立6校の特別支援学校へ、点字図書につきましては、県立1校の特別支援学校へそれぞれ送付しました。

また、平成28年度から実施している応募要項の点訳版を今年度も作成しました。

#### 〈成果・課題〉

「さいたま子ども短歌賞」は、伝統的な言語文化を次世代へつなげることを目的としています。そこで、市内、市外、県外への募集に加え、新たに市内の児童センター及び全国規模の短歌大会に参加している学校へ募集を図ったことにより、過去最高の応募者数となりました。また、入賞作品100首を掲載した作品集を、全ての市立小・中学校に送付しました。また、新聞社、国内の文学館等に送付し、刊行物を取り上げていただくことなどにより本賞を全国にPRすることができました。

様々な障害により文字を読むことが難しい児童生徒が、同年代の子どもたちの作品に触れ、短歌のすばらしさを感じ、読むことの喜びや創作活動の契機となるよう、引き続き応募要項の点字化や、作品集のデジター図書（録音図書）化、点字図書化を行います。

今後も、さらに多くの子どもたちに「さいたま子ども短歌賞」を知ってもらえるよう幅広く作品を募り、児童生徒の素晴らしい作品を広く伝えられるよう努めてまいります。

### ④ 子ども読書活動推進事業の充実

#### 〈取組〉

図書館では、家庭への読書支援として、子育て世代を対象にした読み聞かせの講座を開催し、祖父母世代に向けては、新たに家庭や地域における読み聞かせの推進を呼び掛けるためにポスターを作成し、図書館・公民館等で掲示しました。また、「すくすく読み聞かせダイアリー」を引き続き配布しました。

地域への働きかけでは、新たに「ボランティア向け読み聞かせブックリスト」を配布し、図書館や公民館、学校等で読み聞かせ活動をするボランティアを支援しました。

学校と図書館の連携では、市立小学校26校、中学校20校に加えて、新たに特別支援学校2

校を対象とする学級文庫用図書の貸出しを実施しました。また、市立小学校1年生全員に「としよ丸どくしょてちょう」の配布を引き続き行いました。

中・高校生への働きかけでは、図書館ボランティア体験「さいたま・ライブラリー・サポーターズ」の取組を市内の図書館6館に拡大し実施しました。また、高校生へ電子書籍サービスをPRするため、新たに「さいたま市電子書籍サービス利用案内」を作成し、市立高等学校及び市内の県立・私立高等学校へ配布しました。さらに、図書館職員と高校生とが本の紹介カードを作成し相互に交換する、本の交換展示を行いました。

学校図書館には、ICTを活用した情報共有として、教育研究所のWEBサイトにブックトーク紹介事例や集会行事のプログラム例を掲載しました。また、学校図書館支援センター（北浦和図書館）から、学校図書館へ読書活動や学習を支援する資料を貸出しました。

子どもの不読率を調査するため、市立小・中学生対象の「さいたま市学習状況調査」を活用するとともに、市立高校生には「高校生の読書アンケート調査」（中央図書館）を実施し、その分析結果を市立小・中・高等学校へ送付しました。

#### 〈成果・課題〉

学級文庫用図書貸出の対象校に特別支援学校2校を新たに加え、小・中学校188学級に7,620冊（前年度8,000冊）を貸出し、児童生徒の身近な教室に本を配置する環境を整えました。

「さいたま・ライブラリー・サポーターズ」では夏休み期間中の参加人数が延べ112名（同49名）となり、前年度と比べて2倍以上の伸びとなりました。

さいたま・ライブラリー・サポーターズの参加者数推移

	49名	未実施				
	53名	17名	9名	15名	17名	1名

北浦和図書館と市立浦和高等学校、北図書館と大宮北高等学校及び県立大宮工業高等学校において、図書館職員と高校生が本の紹介カードを作成し交換展示を行いました。

学校図書館支援センター（北浦和図書館）では、学校図書館からの1,614件の申し込みに対し、36,650点の資料を貸出しました。

#### 学校図書館支援センター貸出数

受付件数	1,512件	1,506件	1,614件
貸出点数	34,744点	36,217点	36,650点

子どもの不読率については、「さいたま市学習状況調査」（市立小・中全校調査）、及び「高校生の読書アンケート調査」（市立高校抽出調査）を行い、小学生 4.4%（同 4.1%）、中学生 12.8%（同 10.7%）、高校生 32.3%（同 41.0%）となりました。この結果を踏まえ、学校との情報共有を一層強化し、改善に向けたより具体的な対策を取組に反映してまいります。

今後も引き続き「さいたま市子ども読書活動推進計画（第三次）」に基づき、子どもが読書の楽しさや大切さを知り、自主的な読書活動ができるように、家庭・地域・学校等との連携を強化し、子どもの読書活動を推進してまいります。

#### ④ 図書館事業の充実

##### 〈取組〉

市民の多様なニーズに応えられるように資料を購入し、整備するとともに、本市固有の地域の歴史や民俗誌、文学等が記述されている地域資料のデジタル化を引き続き進め、図書館のWEBサイトに公開しました。

また、ICタグによる資料管理を進め、大宮西部図書館三橋分館、春野図書館の2館でICタグ貼付及び自動貸出機・ゲートの整備を行い、利用者の利便性向上に努めてまいりました。

平成31年度に移転する大宮図書館について、大宮区役所新庁舎整備に関する市民説明会を開催するとともに、大宮区役所新庁舎建設工事起工式を執り行いました。

#### 資料購入数の推移

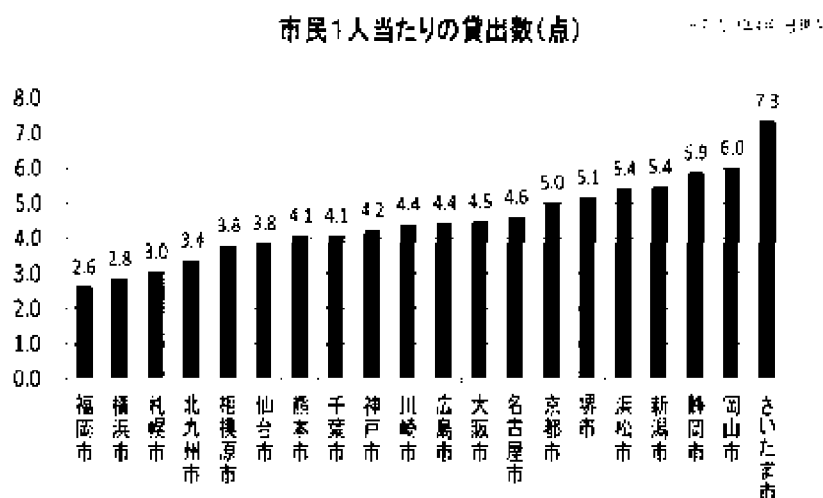
図書	130,996冊	100,486冊	99,417冊
CD	977点	1,028点	948点
DVD	224点	187点	201点
電子書籍	300タイトル	3,000タイトル	3,000タイトル

## 〈成果・課題〉

平成 29 年度の個人貸出数は、北浦和図書館、東浦和図書館、岩槻図書館、大宮西部図書館三橋分館の施設修繕等による長期休館があったため、9,487,797 点（前年度比 642,014 点減）となりましたが、電子書籍については、年間 24,459 冊（同 12,666 冊増）となり、利用が伸びています。市民一人当たりの貸出点数では、7.3 点（前年度 7.9 点）となり、長期休館の影響が出ましたが、さいたま市が政令指定都市へ移行した平成 15 年度以来、第 1 位を堅持しております。

また、ICタグによる資料管理の推進により、これまでに、ICタグの貼付を全資料の 66.2%、自動貸出機・ゲートの設置を市内図書館 25 館中 14 館で完了しました。

大宮図書館については、平成 29 年 6 月に大宮区役所新庁舎建設工事起工式を行い、平成 31 年 5 月開館に向けての建設工事が始まりました。



## ④ 博物館・美術館事業の充実

### 〈取組〉

博物館では、本市の歴史と文化を後世に伝えるための資料として、「日光御社参記録」「武蔵国埼玉郡下野田村切支丹宗門人別改帳」等を新たに収集するとともに、収蔵資料の整理、保存、データベース化を進めました。また、収蔵品を活用し、企画展「さいたまの酒造り」、特別展「氷川神社一大いなる宮居の歴史一」を、また収蔵品展として世界盆栽大会の関連展示である「大宮と

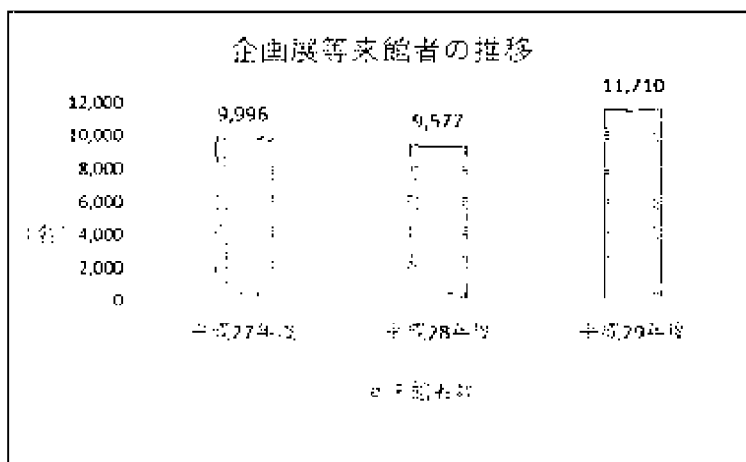
盆栽の歩み」や、西区に焦点を当てた展示「西区 人々のいとなみ そして祈り」などを開催しました。

うらわ美術館では、広告、ポスターの文化を紹介する「サカツコレクション 日本のポスター芸術：明治・大正・昭和の彩り」展や、詩人・谷川俊太郎の文章とともに画家・猪熊弦一郎を紹介する絵本『いのくまさん』から生まれた「猪熊弦一郎展『いのくまさん』」、当館の収蔵作品の特徴と見どころを分かりやすく紹介する「ここが見どころ スポットライト！ うらわ美術館展」等の企画展を実施しました。また、コレクション交流展として「第8回世界盆栽大会 in さいたま記念 植物とうつわ」展、「Musubu - 本とアート：東京ーカリフォルニアーうらわ」展を開催しました。さらに、展覧会に関連した絵本の読み聞かせや、本をテーマにしたワークショップ「ライトステッチ製本」、「プリーツ綴じの手帳」のほか、多世代交流をねらいとしたワークショップ「ゆるゆるアートプラネタリウム」等を開催しました。

#### 〈成果・課題〉

博物館では、収蔵品を31点活用した展示「さいたまの酒造り」、41点活用した「氷川神社―大いなる宮居の歴史―」、63点活用した「西区 人々のいとなみ そして祈り」を開催し、延べ11,710名（前年度比2,133名増）の見学者がありました。また、世界盆栽大会記念として開催した関連展示「大宮と盆栽の歩み」では、20点の収蔵品を活用し、延べ2,648名の見学者がありました。

今後は、より多くの方々に来館していただけるよう、様々な方法によるPRの強化に努めてまいります。



うらわ美術館では、企画展における総入場者数は11,759名となり、昨年度と比べ約12%の減少となりました。一方、コレクション交流展においては、入場者が昨年度のコレクション展と比べ約60%増となり、多くの入場者に観覧していただきました。

また、絵本の読み聞かせには327名（同42名減）、ワークショップについては、「ライトステッチ製本」、「プリーツ綴じの手帳」について合計46名（同1名増）、多世代交流ワークショップ「ゆらゆらアートプラネタリウム」には72名（前年度と同数名）の参加がありました。

今後は、より魅力的な展覧会の開催等に加え、ワークショップや絵本の読み聞かせ等の一層の充実に努め、市民にとって身近で親しみのある美術館を目指してまいります。

「サカツコレクション 日本のポスター芸術：明治・大正・昭和の彩り」展	2,781	11,759
「猪熊弦一郎展『いのくまさん』」	6,146	
「ここが見どころ スポットライト！うらわ美術館展」	2,832	
「第8回世界盆栽大会 in さいたま記念 植物とうつわ」展	2,085	2,796
「Musubu - 本とアート：東京-カリフォルニア-うらわ」展	711	

#### ④ 歴史文化資源の保存・継承・活用事業の推進

##### 〈取組〉

本市の歴史文化資源を代表する「見沼通船堀」では、平成28年度からの継続事業として東縁の堤塘ていとうや川底の修復、閘門こうもんの復元等の再整備工事を実施しました。国指定史跡「真福寺貝塚」では、所有者の同意を得て1筆を追加指定し、指定地を230㎡拡大するとともに、7筆の公有地化を実施しました。また、史跡の保存状態や過去の調査の状況を確認するための発掘調査を実施するとともに、新たな事業として、地元小学校の児童と保護者を対象とした体験発掘とその振り返り授業を行い、本物に触れた感動を子どもたちに体験してもらいました。なお、「見沼通船堀」、「真福寺貝塚」とも、市民を対象とした見学会を開催しました。

「田島ケ原サクラソウ自生地」では、サクラソウの株数の調査や外来種の除去を実施すると

もに、「自生地連絡会」を開催し、関係機関との連携を図りました。その他、貴重な歴史文化資源を保存・継承するため、文化財の現状を調査し、今後の保存方法の検討材料としました。

#### 〈成果・課題〉

「見沼通船堀」東縁の閘門復元等の再整備工事では、平成 28 年度の進捗率は 14%にとどまっていたましたが、現場作業員の配置の見直しを行った結果、平成 29 年度に予定通り完成しました。「真福寺貝塚」の拡大すべき指定地に対する指定率は 54.4%（前年度 53.9%）、公有地化率は 41.1%（同 38.9%）になりました。今後も、指定地の拡大及び公有地化を進めてまいります。なお、「見沼通船堀」の再整備工事見学会には 28 名（目標 40 名）、「真福寺貝塚」の見学会には 109 名（同 50 名）、地元小学校の児童と保護者を対象とした体験発掘には 76 名（同 50 名）の参加がありました。今後も、両史跡の整備について御理解をいただくため、普及活動を進めてまいります。

また、「自生地連絡会」は、連絡会を 2 回開催するとともに、現地見学会を実施し、サクラソウ自生地が置かれた現状を確認し、共通理解を図ることができました。

今後は、関係機関との連携をさらに緊密化した上で、文化庁や専門家の支援・参画のもと、サクラソウ自生地の保全対策を確実に実施してまいります。

#### ④ 生涯学習施設と学校との連携事業の充実

##### 〈取組〉

青少年宇宙科学館では、児童生徒の天体に関する理解を深めるため、「プラネタリウムを活用した学習利用」を全ての市立小・中・特別支援学校で実施しました。さらに、以下の事業を実施しました。

スクール・サポート・サイエンス	職員を小・中学校に派遣し、出前理科授業や天体観望会を実施
サイエンスフェスティバル	中学校及び高等学校の科学部の生徒が、来館者に対してワークショップを実施

博物館では、見て、触れて、学べる博物館の実践に努め、以下の事業を実施しました。

学校巡回展	縄文、弥生時代の土器セット5種類のほか、火縄銃や洗濯板、七輪などの実物資料、「井沢弥惣兵衛と見沼代用水」など5つの展示テーマを用意して巡回展を実施
昔の道具とくらし展	実際の道具や写真パネルの展示、道具を使ったさまざまな体験講座やイベントを開催
「学習ノート」6種の配置	常設展示では展示の見学だけではなく、学校での学習に生かすことのできるノートの配置

うらわ美術館では、展覧会内容などを分かりやすく解説した「美術館こどもニュース『うらびい』」を夏と冬の全児童生徒配布のワークシート付特別号を含め、計4回発行しました。また、以下の事業を実施し、学校と美術教育との連携を図りました。

うらびいスクールサポートプログラム（展覧会鑑賞支援）	美術鑑賞学習の受入れ
本の出張授業	市立小学校へ担当職員が出向き、しかけ絵本や造形的に芸術性の高い本を用いて鑑賞授業を実施
「埼玉アートカード」の貸出し	鑑賞学習をゲームで楽しく行えるキット「埼玉アートカード」の貸出し
展示室貸出し	児童生徒の作品展への展示室貸出し

公民館では、地域の学校と連携し、夏季休業中の「夏休み子ども公民館」（418事業、前年度比13事業増）の開催や、中学生が講師や講師のアシスタントを務める「パソコン講座」（5事業、同増減なし）を実施しました。また、「公民館文化祭」（55館、同増減なし）等への児童生徒の参加を通じて地域との交流を促進しました。

図書館では、中学生向けの本の紹介事例を教育研究所WEBサイトの「学校図書館支援ページ」に掲載し、学校図書館へ提供するなどICTを活用した取組を実施するとともに、以下の事業を実施しました。



授業で使う教科に関連する図書の貸出し	学校図書館資源共有ネットワークにより貸出し
資料頒布会	図書館で利用する機会の少なくなった資料の頒布
学校訪問	職員による授業で絵本の読み聞かせやブックトーク等
図書館招待	児童を図書館に招いて図書館見学や貸出体験を実施
学級文庫用の図書の貸出し	小学校26校、中学校20校、特別支援学校2校へ実施

### 〈成果・課題〉

青少年宇宙科学館では、「プラネタリウムを活用した学習利用」の実施に当たり、学校との事前打合せを綿密に行うとともに、児童生徒が楽しく分かりやすく学べるよう、学習内容の工夫・改善に努めました。実施後に各学校に提出してもらった報告書の評価では、評価A（4段階評価）が「興味・関心」99%、「内容の理解」89%と高い評価をいただきました。

また、「スクール・サポート・サイエンス」及び「サイエンスフェスティバル」には、以下のとおり、多くの参加がありました。

今後は、科学館を利用した児童生徒が、高校生、大学生、社会人になった後も、継続して科学への興味・関心をもてるよう、本市出身の若田光一宇宙飛行士の偉業を広める事業を充実するとともに、大学や企業等と一層緊密に連携を図り、魅力ある事業の推進に努めてまいります。

スクール・サポート・サイエンス	出前授業17校、1,450名参加 天体観望会2校、133名参加
サイエンスフェスティバル	市内中・高等学校の科学部15校、142名参加 (前年度比2校増、27名増)

博物館では、児童生徒の興味関心を高め、学習活動を充実させる実物やレプリカなどの資料貸し出しを17校（前年度16校）で実施したほか、以下の事業で成果を収めました。

今後も、学習内容に合わせた資料の活用や体験活動内容の充実を図るとともに、学校と連携し、学校巡回展等、館外利用事業や展示をさらに進めてまいります。

学校巡回展	54校で実施
昔の道具とくらし展	関連イベント「紙芝居とあかりの道具の移り変わり体験」を17日間のべ54回実施、参加者898名

うらわ美術館では、新規事業として、対話型鑑賞やバス送迎等のサポートを行う「うらびいスクールサポートプログラム（展覧会鑑賞支援）」の他、以下の事業を実施し、児童生徒が本物の作品と出合える機会を提供しました。

うらびいスクールサポートプログラム（展覧会鑑賞支援） ※新規事業	対話型鑑賞やバス送迎等のサポートを行う美術鑑賞学習に9校・936名の受入れ
本の出張授業	18校・2145名（前年度比1校増・455名増）
「埼玉アートカード」の貸出し	11校・130セット
展示室貸出し	7回・34648名
見学等の受入れ	4回・94名

今後も、学校と美術教育との連携を図りながら、児童生徒が美術に親しみをもてるような事業を実施してまいります。

公民館では、学校との連携を通じ、公民館地区文化祭における作品展示や音楽発表会等、児童生徒の参加できる環境を整えたことにより、学校、家庭、地域の世代間交流を醸成する支援となりました。

今後も、小・中学生を対象とした事業を充実させて、学校との連携をより一層推進していきます。

図書館では、学校との連携事業より、以下のような成果を収めました。今後は、学級文庫用図書の小学校の貸出し校数を増やし、学校での児童の読書活動を支援してまいります。

学校図書館対象資料頒布会での資料の提供	対象校	118校	86校	119校
	提供冊数	1,016点	1,567点	2,136点
学校訪問・図書館招待	延べ回数	279回	273回	283回
	参加者数	7,917人	7,890人	8,602人
学級文庫用図書の貸出数	小学校	-	20校 2,560冊	26校 3,320冊
	中学校	24校 3,600冊	24校 5,440冊	20校 4,200冊
	特別支援学校	-	-	2校 100冊

## **(2) 教育委員会の自己評価**

---

教育施策の戦略的展開として掲げた事業では、市を代表する文化財である「国指定史跡『見沼通船堀』の再整備」を行いました。予定通りに完成し、市民の皆様には江戸時代の通船堀の姿を御覧いただけるようになりました。また、「宇宙劇場プラネタリウムの整備」では、最新式の機器により、高精細な星空と、高画質で迫力あるドーム映像の投影から、より多くの方々に満天の星空を楽しんでいただくことができました。

このほか、昨年度の評価委員会でいただいた意見を踏まえ、「『さいたま子ども短歌賞』の推進」では、市内への募集に加え、全国に広く募集を図ったことにより、全国の小・中学生からの応募数が過去最高となりました。また、新聞社、国内の文学館等に送付し、刊行物を取り上げていただくことなどにより本賞を全国にPRすることができました。「生涯学習施設と学校との連携事業の充実」では、引き続き生涯学習施設の担当職員による学校訪問や出張授業など、児童生徒が美術に親しみをもてるような事業を実施し、学校との連携を図りました。「生涯学習人材バンク事業の推進」では、「第2次さいたま市生涯学習推進計画」に基づき、様々な事業を計画的に実施し、学習成果を活かせる場の充実を図りました。

今後も、生涯学習施設と学校との連携による生涯学習施策の推進や、人権教育・啓発に関する講座・講演会の開催など、生涯に通じた学びの充実とその成果の活用に努めてまいります。

## **(3) 教育行政点検評価委員会委員の意見**

---

※実施後に記載します。

## IV 結びに

※さいたま市教育行政点検評価委員会実施後に記載します。

さいたま市教育委員会では、「さいたま市教育総合ビジョン」の理念及び「平成 29 年度 教育行政方針」に沿って、自己点検・自己評価を実施しました。それに基づき、さいたま市教育行政点検評価委員会を、次のとおり開催しました。

### 点検・評価の実施状況

- 第 1 回さいたま市教育行政点検評価委員会（平成 30 年 8 月 3 日開催）
  - ・審議内容 社会を生き抜く力をはぐくみ、多様な個性が活かされる教育の推進  
「4 安全・安心で豊かな教育環境づくり」（7 事業）  
生涯を通じた学びの充実とその成果の活用（10 事業）
  
- 第 2 回さいたま市教育行政点検評価委員会（平成 30 年 8 月 9 日開催）
  - ・審議内容 社会を生き抜く力をはぐくみ、多様な個性が活かされる教育の推進  
「1 生きる力の確実な育成」（15 事業）
  
- 第 3 回さいたま市教育行政点検評価委員会（平成 30 年 8 月 27 日開催）
  - ・審議内容 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用（1 事業）  
社会を生き抜く力をはぐくみ、多様な個性が活かされる教育の推進  
「2 未来へ飛躍する人材の育成」（5 事業）  
「3 学校・家庭・地域の連携による教育の推進」（8 事業）
  
- 第 4 回さいたま市教育行政点検評価委員会（平成 30 年 9 月 19 日開催）
  - ・審議内容 総括

販売価格 円

## 【資料 1】

平成31年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

### 教科書採択のための資料

市立ひまわり特別支援学校

選定方針

教科用図書一覧表

市立さくら草特別支援学校

選定方針

教科用図書一覧表

(教育委員会会議資料)

# さいたま市立 ひまわり特別支援学校

- 1 平成31年度使用教科用図書選定方針
- 2 平成31年度選定教科用図書一覧表

## 平成31年度使用教科用図書選定方針

さいたま市立ひまわり特別支援学校

- 1 特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。
- 2 本校の学校教育目標『かがやく子 ～今も未来も～ 明るい子(豊かな情操) 元気な子(丈夫な体) 学ぶ子(自ら取り組む意欲)』を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要である。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。
- 3 市教育委員会通知「平成31年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書を十分に考慮し、その上で児童生徒の実態に即し、文部科学省著作図書や学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定すること。
- 4 高等部教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。
- 5 選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。

以上の方針の下、教科用図書の選定を行う。



平成31年度使用 小学部 文部科学省著作教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 小学部

教科名	発行者	書名
国語	東書	こくご ☆
算数	教出	さんすう ☆
音楽	東書	おんがく ☆

平成31年度使用 小学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 小学部

教科名	発行者	書名
国語	福音館書店	こどものとも絵本 ぞうくんのさんぽ
	福音館書店	こどものとも絵本 おおきななぐ
	福音館書店	日本傑作絵本シリーズ ドオン!
	文研出版	ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスン
	福音館書店	こどものとも絵本 そらいろのたね
	借成社	日本むかし話 おむすびころりん
書写	くもん出版	ひらがなカード
地図	小学館	ドラえもんちずかん1 にっほんちず
算数	金の星社	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく
	文研出版	みるみる絵本 もこもこもこ
	こぐま社	こぐまちゃんえほん別冊 さよならさんかく
	小学館	デコボコえほん かずをかぞえよう!
	ポプラ	絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?
	ひさかたチャイルド	スキンシップ絵本 かずのえほん
	ひかりのくに	認識絵本5 いくつかな
生活	福音館書店	かがくのとも絵本 たべられるしよくぶつ
	学研	ふしぎ・びっくり!?こども図鑑8 きせつ
	ひかりのくに	はじめてのちずかん4 やさいとくだもの
	借成社	ノタンあそぼうよ(1) ノタンぶらんこのせて
	借成社	エリック・カールの絵本 はらべこあおむし
	ひさかた	どうぞのいす
	福音館書店	日本傑作絵本シリーズ おふるだいすき
	ひさかた	でんしゃでいこうでんしゃでかえろう
	借成社	あかちゃんのあそびえほん(1) ごあいさつあそび
	借成社	エリック・カールの絵本 くまさんくまさんなみてるの?
	こぐま社	こぐまちゃんえほん第1集 こぐまちゃんおはよう
	福音館書店	みおかなかがくシリーズ 町たんけん
	フレーベル館	アンパンマンのおはなしでてこい5 アンパンマンとはみがきやま
	戸田デザイン研究室	とけいのえほん
音楽	ポプラ社	うたってかいてけせるえほん1 音のでるえかきうた
	ひかりのくに	あそびうたのほんCDつき
	グランママ	うたえほんⅡ
	ひかりのくに	たのしいてあそびうたえほん
	永岡書店	お手本のうた付き!どうよううたのえほん
	永岡書店	お手本のうた付き!どうよううたのえほん2
	あかね書房	単行本 さわってあそぼうふわふわあひる
図工	学研	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん
	学研	あそびのおうさまBOOKおうさまのたからばこ スタンプホン
	借成社	エリック・カールの絵本 うたがみえるきこえるよ
	ポプラ社	クーとマーのおぼえるえほん1 ほくのいろなあに
	ポプラ社	いろいろないろのほん
	あかね書房	かばくん・くらしのえほん1 かばくんのいちにち
道徳	グランママ	ことばえほん
	福音館書店	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん

平成31年度使用 中学部 文部科学省著作教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 中学部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
数学	教出	さんすう ☆☆☆
数学	教出	数学 ☆☆☆☆
音楽	東書	音楽 ☆☆☆☆

平成31年度使用 中学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 中学部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
国語	偕成社	エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?-アメリカのわらべうた
	偕成社	五味太郎・言葉図鑑(1) うごきのことば
	ポプラ社	ねずみくんの絵本1 ねずみくんのチョコキ
	偕成社	五味太郎・言葉図鑑(3) かざることば(A)
書写	好学社	レオ・レオニの絵本 スイマー
	あかね書房	もじのえほん あいうえお
社会	あかね書房	かぼくん・くらしのえほん2 かぼくんのおかいもの
	福音館書店	みちかなかがくシリーズ 町の水族館・町の植物園
	評論社	スカーリーおじさんの はたらく人たち
地図	小学館	ドラえもんちずかん2 せかいちず
数学	偕成社	エリック・カールかずのほん 1,2,3どうぶつえんへ
	絵本館	五味太郎の絵本10 かたち
	講談社	ブルーナのアイデアブック ミッフィーの1から10まで
理科	福音館書店	幼児絵本シリーズ やさいのおなか
	フレーベル館	ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび
	学研	ふしぎ・びっくり!? こども図鑑9 ちきゅう
	講談社	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験!!
	ひかりのくに	改訂新版体験を広げるこどものずかん1 どうぶつえん
音楽	教芸	5訂版歌ほどもたち
	ドレミ楽譜出版社	保育名歌 こどものうた100選
美術	絵本館	五味太郎の絵本9 いろ
	偕成社	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) ごちゃまぜカメレオン
	福音館書店	かがくのとも絵本 しんぶんしでつくろう
	偕成社	かこさとし うつくしい絵
	戸山デザイン研究室	6つの色
保健体育	福音館書店	かがくのとも絵本 みんなうんち
	金の星社	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの?
	岩崎書店	知識の絵本 ひとのからだ
	童心社	かこさとしからだの本2 たべもののたび
職業・家庭	ひかりのくに	202シリーズ たべもの202
	偕成社	子どもの健康を考える絵本(4) からだがすぎなたべものなあに?
	偕成社	ともだちだいすき(2) おべんどうなあに?
	全日本手をつなぐ育成会	自立生活ハンドブック5 ぼなべていどうぞめしあがれ
	ひかりのくに	こどものずかんMio10 たべもの
外国語	成美堂出版	CDつき楽しく歌える英語のうた
	戸田デザイン研究室	ABCえほん
	戸田デザイン研究室	和英えほん
道徳	評論社	ピーター・スピアーの絵本1 せかいのひとびと

平成31年度使用 高等部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立ひまわり特別支援学校 高等部

教科書 教科名	発 行 者	書 名
国語	講談社	講談社の年齢で選ぶ知育絵本 4・5・6さいのきもちをつたえることばのえほん
	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
社会	小峰書店	東京パノラマたんけん
理科	フレーベル	ふしぎをためすかがく図鑑 しよくぶつのさいばい
	世界文化社	写真でわかるなぜなに1 どうぶつ
	評論社	しかけ絵本の本棚 からだのなかとそと
家庭	ナツメ社	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん
	合同出版	絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん
	合同出版	絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん
	さえら	母と子の手づくり教室 母と子の園芸教室野菜をつくろう
外国語	学研	レインボーことば絵じてん

(教育委員会会議資料)

# さいたま市立 さくら草特別支援学校

- 1 平成31年度使用教科用図書選定方針
- 2 平成31年度選定教科用図書一覧表

## 平成31年度使用教科書選定方針

さいたま市立 さくら草特別支援学校

- 1 特別支援学校学習指導要領、および埼玉県特別支援学校教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。
- 2 本校の学校教育目標「ノーマライゼーション社会において、もてる力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。
- 3 教科書の選定に伴うさいたま市教育委員会通知「平成31年度使用教科書の採択について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書、及び文部科学省著作図書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定すること。
- 4 展示会を通して十分な調査を行い、比較検討をする。高等部用教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。
- 5 選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。

### 学校教育法 附則第9条

「高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」

「平成31年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」

文部科学省初等中等教育局 教科書課長通知（平成30年3月28日）

「学校教育法附則第9条の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書の採択並びに同条の規定により高等学校において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。」

平成31年度使用 小学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 小学部

国語	戸田デザイン	あいうえおえほん
	福音館書店	こどものとも絵本 ぞうくんのさんぽ
	偕成社	木村裕 しかけ絵本(1) みんなみんなみつけた
	偕成社	あかちゃんのおそびえほん(3) いただきますあそび
	あかね書房	もじのえほん あいうえお
	福音館書店	こどものとも絵本 そらいろのたね
	好学社	レオ・レオニの絵本 スイミー

地図	平凡社	新版はじめましてにほんちず
----	-----	---------------

算数	金の星社	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのいち・に・さん
	金の星社	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく
	あかね書房	単行本 さわつてあそぼうふわふわあひる
	こぐま社	こぐまちゃんえほん別冊 さよならさんかく
	偕成社	エリック・カールかずのほん 1,2,3どうぶつえんへ
	講談社	ブルーナのアイディアブック ミッフィーの1から10まで
	絵本館	五味太郎の絵本 かずのえほん1・2・3

生活	偕成社	あかちゃんのおそびえほん(1) ごあいさつあそび
	偕成社	ノタンあそぼうよ(8) ノタンあわぶくぶくぶぶふう
	あかね書房	けんちゃんとおそぼう1 のつてのつて
	福音館書店	幼児絵本シリーズ やさいのおなか
	福音館書店	こどものとも絵本 はじめてのおつかい
	福音館書店	かがくのとも絵本 しゃぼんだまとあそぼう
	金の星社	ひとりのできるもん! 4 うれしいごはん、パン、めん料理
	ひかりのくに	新装版KIDS2112 たべものひやつか
	偕成社	五味太郎・しかけ絵本(1) きいろいのはちょうちよ
	戸田デザイン	昆虫とあそぼう
	ジュラ出版局	プータンどこいくの?
	世界文化社	写真でわかるなぜなに1 どうぶつ

音楽	گرانまま	うたえほん
	永岡書店	お手本のうた付き！どうようたのえほん
	ひかりのくに	改訂新版どうようえほん1
	大日本絵画	メロディえほん ICピアノえほん四季のどうようー12ヶ月
	ひかりのくに	改訂新版どうようえほん2
	永岡書店	お手本のうた付き！どうようたのえほん2

図工	金の星社	あかちゃんとおかあさんの絵本 このいろなあに
	絵本館	五味太郎の絵本9 いろ
	偕成社	エリック・カールの絵本 くまさんくまさんなにみてるの？
	国土社	たのしい図画工作14 こすりだし・すりだし
	国土社	たのしい図画工作16 ちぎり絵・きり絵・はり絵
	偕成社	エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスランブでかいてみよう

道徳	文研出版	ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスーン
	偕成社	ハンタンとあそぼうよ(1) ハンタンぶらんこのせて
	偕成社	子どもの生活(3) マナーをきちんとおぼえよう！

平成31年度使用 中学部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 中学部

国語	こぐま社	ことばあそびのえほん ぶたためきつねねこ
	同成社	ゆっくりまなぶ子のための「こくご」入門編1
	偕成社	五味太郎・言葉図鑑(10) なまえのことば
	岩崎書店	五味太郎のことばとかずの絵本 ことばのあいうえお
社会	くもん出版	生活図鑑カード 生活道具カード
	あかね書房	かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかもの
	偕成社	安全のしつけ絵本(1) きをつけようね
地図	戸田デザイン	せかいちず絵本
数学	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?
	同成社	ゆっくりまなぶ子のための「さんすう」1
	岩崎書店	五味太郎のことばとかずの絵本 かずの絵本
	ポプラ社	音のでる知育絵本7 こえでおぼえる123かずのほん
理科	岩崎書店	絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん
	岩崎書店	かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた
	学研	ふしぎ・びっくり!? こども図鑑8 きせつ
音楽	ポプラ社	おととあそぼうシリーズ7 ドン!ドコ!ドン!たいこ
	ポプラ社	おととあそぼうシリーズ33 新装版おてほんのうたがながれるどうようえほん
	くもん出版	CD付き 楽器カード
美術	岩崎書店	ひとりのできる手づくりBOX しげんで工作しよう
	学研	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん
	フレーベル館	ことばでひらく絵のせかい はじめてであう美術館
保健体育	ひかりのくに	こどものずかんMio9 ひとのからだ
	ひかりのくに	改訂新版 体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう
	金の星社	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの?
	小学館	21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ
職業家庭	評論社	スカーリーおじさんの はたらく人たち
	ポプラ社	あそびのひろば2 やさしいてづくりのプレゼント
	金の星社	ひとりのできるもん! 5 すてきなおかし作り
外国語	戸田デザイン	ABCえほん
	あかね書房	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんがっこうに行く
	あかね書房	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック
道徳	ナツメ社	子どものいきる力を育てるせいかつの絵じてん



平成31年度使用 高等部 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書 一覧表

さいたま市立さくら草特別支援学校 高等部

国語	岩崎書店	五味太郎のことぼとかずの絵本 漢字の絵本
職業家庭	借成社	子どものマナー図鑑3 でかけるときのマナー
外国語	成美堂出版	CDつき楽しく歌える英語のうた
	岩崎書店	五味太郎のことぼとかずの絵本 絵本ABC